

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和6年3月14日

【開催日】 令和6年3月14日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時26分

【出席委員】

分科会長	伊場 勇	副分科会長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	辻村 征宏
税務課長	大井 康司	税務課課長補佐	桑原 睦
税務課収納係長	永谷 真史	税務課市民税係長	山根 和之
税務課固定資産税係長	光永 正志		
企画部長	和西 禎行	財政課長	山本 玄
財政課主幹	別府 隆行	財政課財政係長	江本 洋治
財政課調整係長	原川 寛子	財政課管財係長	磯山 聡
協創部長	篠原 正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上 雄治
市民活動推進課主幹	西崎 大	市民活動推進課市民活動係長	竹森 和貴
市民活動推進課地域交流センター係長	増本 順之		
文化スポーツ推進課長	原田 貴順	文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長	三浦 裕
文化スポーツ推進課文化振興係長	別府 奈緒美	文化会館長	山本 修一
教育長	長友 義彦	教育部長	藤山 雅之
教育部次長兼社会教育課長	矢野 徹	教育総務課長	浅川 縁
教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い	熊野 貴史	教育総務課総務係長	原野 裕美
学校教育課長	長谷川 裕司	学校教育課主幹	佐野 崇幸

学校教育課主査	三 藤 恵 子	学校教育課学務係長	三 浦 泰 平
学校教育課学務係主任	大 江 祥 代	埴 生 幼 稚 園 長	桶 谷 美 和
学校給食センター所長	和 田 英 樹	学校給食センター主査	日 浦 操
学校給食センター栄養指導係長	木 村 晶 子		
社会教育課課長補佐	安 藤 知 恵	社会教育課社会教育係長	柿 並 健 吾
社会教育課人権教育係長	正 木 賢	社会教育課文化財係長	石 田 由 記 子
中央図書館副館長	増 富 久 之	中央図書館主査	銭 谷 幸 子
中央図書館主任	荒 井 理 世 子	厚狭図書館副館長	木 本 順 二
歴史民俗資料館長	若 山 さ や か		
山陽総合事務所長	川 崎 信 宏	地域活性化室長	麻 野 秀 明
地域活性化室主任	河 田 佳 代 子		
会 計 管 理 者	梅 田 智 幸	監 理 室 長	井 上 岳 宏
監 理 室 副 室 長	藤 岡 富 士 雄	監理室契約係長	野 田 記 代
選挙管理委員会事務局長	亀 田 政 徳	選挙管理委員会事務局次長	渡 邊 俊 浩
監査委員事務局長	石 田 隆		

【事務局出席者】

事 務 局 次 長	中 村 潤 之 介	議 事 係 長	山 田 寿 実 子
-----------	-----------	---------	-----------

【審査内容】

1 議案第11号 令和6年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時 開会

伊場勇分科会長 それでは、ただいまより一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会いたします。昨日に引き続き、議案第11号令和6年度山陽小野田市一般会計予算について、まず審査番号の④、地域活性化室、パスポートセンターに関わるところを審査いたします。予算書の70～73ページの、1項3目の文書管理費の中でこの地域活性化室とパスポートセンターに関わるところでございます。質疑のある方はございます

か。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようであれば次に行きます。８０～８３ページの地域振興費のところです。

大井淳一郎委員　８３ページの地域おこし協力隊業務委託料ですが、これは昨日、シティセールス課の地域おこし協力隊についてありました。現在、川上地区で活躍されている地域おこし協力隊の方は地域活性化室のほうだということなので、ここでお伺いします。この地域おこし協力隊業務委託料ですけれども、ここでの地域おこし協力隊の主な現在の活動とこれからの予定についてお答えください。

麻野地域活性化室長　今、委員の御質問のありました、１２節委託料地域おこし協力隊業務委託料につきましては、５７５万６，０００円のことをおっしゃっておられるのかもしれませんが。これにつきましては、昨日のシティセールス課のほうの委託料になろうかと思いますが、川上地区に今現在着任しておられる方の予算につきましては、８０ページから８３ページの各節の中でいろいろと措置がされている状況でございます。

大井淳一郎委員　根拠づけは違うということで、私の質問の意図はたくさん散らばっているということですので、質問内容は同じでございます。地域おこし協力隊の現在の活動とこれからの活動内容についてお答えください。

麻野地域活性化室長　現在、川上地区に着任しておられる地域おこし協力隊の活動について御紹介いたします。昨年の６月１日付で着任されました川上地域の地域おこし協力隊は、川上地域の中に居住しながら、当時の募集要項において設定した農業就農、特産品開発、情報発信、この三つのミッションに加えて、川上地域の総合的な支援に取り組む共通ミッションに積極的に取り組んでいます。具体的には、地域の草刈りや小麦の収穫の手伝い等の農業従事、営農地域の農産物や加工品を販売するゆめ市場川上がございしますが、そちらの運営支援、あるいはフェイスブックや

Instagram、FMスマイルウェーブを活用した地域の情報発信を行っております。ほかには、地域の夏祭りやゆめ市場川上のイベント等の実行委員として、地域の方と一緒に企画運営を行ったり、地域の高齢者サロンに参加したり、あるいは地域のコミュニティ新聞を作成したり、さらに、高齢者向けの携帯やパソコンの個人レッスンにも取りかかったりしております。また、地域のロゴマークの作成や地域の加工品のブラッシュアップにも現在取り組んでおります。今後も、また新たなことにチャレンジすべく、いろいろと内々で検討されております。そういう状況でございまして、今年が着任2年目でございまして、3年まで延長できますので、今の時点ではまだ確定したことは言えませんが、本人の話によると、地域おこし協力隊の着任が終わっても、川上に住みたいという言葉は聞いております。以上でございます。

大井淳一郎委員 活動について報告がありました。私も知る限りではフェイスブック等で発信されて、議会報告会にも来ていただいて、貴重な御意見を頂いたことを覚えております。この方が3年まで延長して住まれて、後も住んでいただけることは、まさに地域おこし協力隊の目的にかなう本当にいいことだと思っております。その一方で、これから、シティセールス課が地域おこし協力隊の範囲を市の課題解決の全般に広げて展開しようとしております。この方が3年間やられた後、この地域活性化室で、同じような形でやっていくのか、それともシティセールス課に統一化というふうにしていくのか、方向性についてお答えください。

麻野地域活性化室長 今後の方向性ということでございますけれども、川上地域におきましては、最初に市内で地域おこし協力隊を募集したというふうになっております。川上地域におきましては高齢化あるいは人口減少で、高齢化率も58%ぐらいで、大変人口減少等も進んで地域の力が、言葉が悪いですけど、ちょっと衰えているといえますか、そういう状況になっているということから、川上地域の四自治会が自治連合会をつくられて、地域の活性化に取り組んでおられました。その活性化の一

つの手法として地域おこし協力隊の募集、導入というのを考えられました。今後につきましては市内のほかの地域でもそういう意向なり、動きなりがありましたら、またそちらのほうに地域おこし協力隊の導入というのは当然考えられることだと思いますので、もしそういうお話がありましたら進めたいと思っております。以上です。

大井淳一郎委員 昨日シティセールス課で、地域おこし協力隊委託型と雇用型に分けてやると。範囲は市内、市の全体の課題解決だということがありました。各部のやりたい事業等を聞いて、それに応じて送っていくということなんですが、その制度と、別にももちろん川上地区に限らない中山間地域が範囲なんですが、それと別に、この地域おこし協力隊を展開していくのかそれとも、あくまでもシティセールス課がこれからやるとしている中で当然中山間地域の活性化というのもありますので、そちらに一本化していくのかということでお伺いしたんで、もしお答えできればお答えください。

麻野地域活性化室長 大枠につきましては、シティセールス課の設定した、企業委託型と雇用型の二つになろうかと思います。その中で、中山間地域の活性化につきまして、地域の考え方がどういうものなのか、その地域に企業的なものがあってそちらに配置したほうがいいのか、あるいは現在の川上地区のように、市の雇用ということで、設定したらいいのかというのはその地域の要望といいますか、それによって決まるものであろうかなと思っています。以上です。

笹木慶之委員 地域おこし協力隊の原点についてお話ししますが、もともとの市の基本構想に基づいたまちづくりの手法だと思うんですね。これは御存じですよね。大きなテーマとして人をつくる。地域をつくる。いわゆるまちをつくるということなんだけど、地域おこし協力隊の活動そのものは、それにつながっていきなくてはならないと思うんですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

麻野地域活性化室長 委員の御指摘のとおり、地域おこし協力隊は、地域をつくるという中の一つの行政手法になるかなと思っています。その意味で、その地域に入って地域課題を地域の方と一緒に主体的に解決していくという、行政手法については妥当なものではないかなと思っています。

笹木慶之委員 そこで、今言われたように、あくまで行政目的なんですよ。手法を語っているわけではなく、市としての基本構想に基づいたまちづくりの一つの手法として話をしているだけで、それが目的にかなっていかなきゃならん。そうすると、昨日も関連として出たけど、地域の意見をしっかり聴くということも大事かもしれん。しかしこれは、行政施策として取り組まなくちゃならんという問題と思うんですが、その辺はしっかり認識した上で、実行しておられると受け止めていいですかね。

麻野地域活性化室長 繰り返しになるかもしれませんが、地域の課題は行政の課題でもあろうかなと思っていますので、そこについて一緒に解決を図るという、地域おこし協力隊の導入は、市としても問題ない、妥当なものであると考えております。

笹木慶之委員 最後になりますけど、私のほうとして申し上げておきたいのは、やはりいろいろと担当課が変わって、要はセクション主義では、その場その場で物を言うようなことが多いんですけど、まちづくりの原点は何なのかということをやっぱりしっかり受け止めた中で、地域にとって、市にとってどのような有益な問題があるのかということをしっかり受け止めて対応してもらいたいと要望として申し上げておきたい。以上です。

伊場勇分科会長 要望はなるべく控えていただきたい。お願いします。この地域おこし協力隊で、今、地域活性化室はどのように関わっているんですか。令和6年度に向けてのフォローアップで、週に1回会うとか、そういったやり方があると思うんですけど、どういうふうにお考えで、どの

ようにされるのか教えてください。

麻野地域活性化室長 地域活性化室としましては、定期的な会議とかはないんですけれども、週に1回から2回の程度での面談とか、話合い、連絡はしております。地域おこし協力隊の活動スケジュールにつきましても、インターネットを通したスケジュールを活用して、随時毎日確認しながら、必要によってフォローの電話をしたり、逆に向こうから問合せの電話がかかってくるとか、そういうフォロー体制は取っております。

伊場勇分科会長 何か地域おこし協力隊からの住まいであったり、車であったり、そういうところの要望だったり、不満とかは今までありましたか。

麻野地域活性化室長 とても我慢強い方でいらっしゃいまして、不満とかはないんですけれども、去年川上地区で水害がありまして、隊員が住んでおる宿舎も被害に遭いまして、その修繕とか、そういうものは相談しながら進めてまいりました。今後もし何かそういう隊員からの申入れなり、要望等ありましたら、予算の範囲でできることはしていきたいと考えております。

岡山明委員 私もよく分からないんですけど、昨日シティセールス課からの話を聞いて、今日は地域活性化室の話を聞いて、話自体の振り分けというか、はっきり目に見えないのですよ。シティセールス課と同じように今回も地域おこし協力隊で、それは、どっちか言ったらシティセールス課の話は、報告書が出ているという状況で、今回、地域活性化室の話を83ページでやっているんですが、この中でどこが地域活性化室で進められているのか、よく見えない状況があるんですよ。この83ページの10目の中で、どういう形で進められたか、283ページの中に大きい項目のどこが地域活性化室としての仕事か、それだけでも確認したいです。

伊場勇分科会長　今いろいろなところに係っていると思います。地域おこし協力隊の１名にかかっている経費が、例えば、これがこれでというのを言えますか。

麻野地域活性化室長　地域振興費の中で、現在の川上地区の地域おこし協力隊に係る予算について、内訳を御説明いたします。まず、８１ページの１節報酬から４節共済費までが人件費となりますが、これが２人とありますけど、この２人のうちの１人分が川上地区の協力隊の人件費となります。報酬等含めた人件費になります。それと関わるものとして８節の旅費が、この中の一部が川上地区のものになります。需用費の消耗品費につきましても、一部が川上地区の協力隊の費用となります。ページをめくっていただいて８３ページ、燃料費及び修繕料もこの中の一部が川上地区の隊員の費用となります。１１節役務費につきましては、通信運搬費と保険料の一部が、川上地区の隊員のものがございます。１２節委託料につきましては、下から３番目の地域協力活動支援業務委託料が、川上地区の地域おこし協力隊の費用となります。続いて１３節使用料及び賃借料の機械器具借上料のうちの一部、そして建物借上料の一部が川上地区の地域おこし協力隊の費用となります。以上です。

伊場勇分科会長　会計年度任用職員という立場で働いていただいているというところですね。

岡山明委員　地域活性化協力活動推進業務委託が６０万円ですよ。これは川上地区に、その地域活性化室から出た唯一の支出で、予算が組まれているという状況ですよ。ほかは全部シティセールス課ということですよ。５８９万６，０００円ですかね。

伊場勇分科会長　それは違う。この５７５万６，０００円については、昨日審査したと思います。そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は、１１０、１１１ページですね。３０目の厚狭地区複合施

設費です。ここで質疑のある方はお願いいたします。複合施設のパスポートは、その次ですからね。

大井淳一郎委員 30目の厚狭地区複合施設費の厚狭地区複合施設運営業務は守備範囲ですよ。総合事務所と言われているところなのか。地域交流センターはまた別にありますし、図書館も別にありますが、あくまでも総合事務所のところを指しているのでしょうか。

麻野地域活性化室長 厚狭地区複合施設費につきましては、御指摘の山陽総合事務所の部分も当然含めまして、あと地域交流センターの軽微な修繕とか、一番大きいのは共通部分の管理というものがあります。燃料費とか、光熱水費とか、あるいは清掃とか警備とかですね。そういうものは、この中に入っております。後は、それぞれの建物の軽微な修繕も、この費目の中で行っております。以上です。

大井淳一郎委員 あくまでも施設維持の関係が入っていると。複合施設費は、ほかの施設に比べたら新しいほうなんですけれども、10年ぐらいたって、修繕箇所も出てきていると思うんです。現在のところ大きな修繕はないとみてよろしいでしょうか。

麻野地域活性化室長 複合施設の新しい建物につきましては、特段大きな修繕等はありません。

大井淳一郎委員 これは保健センターも入ってくるんですかね。

麻野地域活性化室長 現在は入っております。

大井淳一郎委員 保健センターになると、もう30年弱ぐらいかな、やはり出てくるとは思うんですが、最近で、大きな修繕とかはなかったですか。

麻野地域活性化室長 軽微な修繕はたくさんございますけれども、大きなものにつきましては、特段今はないかなと思っております。

森山喜久副分科会長 昨年は修繕料で200万円超していました。これはLEDの取替え作業があったけど、今回それがなくなったので、79万1,000円で収まっているという理解でよろしいでしょうか。

麻野地域活性化室長 委員の御指摘のとおりでございます。昨年度は保健センターの1階ロビーのLEDの交換につきまして、100万円以上の予算がついておりましたが、今年はそれがございませんので、予算が少し減額しているということでございます。

森山喜久副分科会長 ちなみに厚狭複合施設のロビーがあるじゃないですか。入ってから上のロビーとかあの辺は全部LED化が終わっているんですか。

麻野地域活性化室長 本館等、新しくできた施設につきましては、階段とかの小さいところ以外は全部LEDになっております。

笹木慶之委員 その件についてお尋ねしますが、LEDの工事費、いわゆる取替えの予算というのはどのような組み方をされているんですか。というのが、内容が分からないんですよ。ただ電球を替えるとかいうものなのか、工事が伴うものか。これはおたくでなく、ほかのところも関連してきますけど、どうなんでしょうか。（発言する者あり）そこでなかったら、企画課で一括して聞きましょう。

麻野地域活性化室長 令和6年度予算につきましては、LEDの更新等は現在予定しておりませんので、今の時点ではお答えできません。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次、１１６～１１９ページの旅券発給事務パスポートセンターのことに
関わるところでございます。質疑のある方はお願いいたします。

笹木慶之委員 パスポートセンターのことについてお尋ねしますが、現状とし
ては、どのぐらいの業務量があるのかということを、まず１点お願いし
たいと思います。

麻野地域活性化室長 数値的に表すのは難しいと思うんですけども、どうい
う仕事をしているかということによろしいでしょうか。

伊場勇分科会長 パスポートの発券数の話じゃないですか。

麻野地域活性化室長 失礼しました。令和５年度のパスポート、まず申請数に
つきましては、２月末現在で８４８件でございます。参考までに、令和
４年度が３８３件でございましたので、２月末の時点で既に２．２倍の
申請件数となっております。

伊場勇分科会長 令和６年度はどのぐらいの程度を見込んでいらっしゃいます
か。

麻野地域活性化室長 令和６年度におきましても、今年度と同様あるいは今年
度よりも多くなるのではないかと予想しています。具体的には１，００
０件ぐらいいくのではないかなと考えております。

笹木慶之委員 パスポート発行の関連として聞きますけど、紛失したとか、な
くなったとか、盗難にあったとかという話を少し聞くんですけど、その手
続については、そんなにありませんか。

伊場勇分科会長 現状とすれば、発給業務なので、紛失とかも取り扱われてい
るんですか。

麻野地域活性化室長　今手元に正確な数字は持っていないんですけども、たしかに紛失というのはございまして、二、三か月に１件ぐらいは「紛失しました」という申請があります。紛失したけど、同時に申請したいというパターンが多くございますので、紛失と申請が大体セットであります。紛失自体はやっぱり二、三か月に１件から２件はございます。

笹木慶之委員　そうすると、紛失すれば再発行になるわけですね。再発行の手続がありますよね。これはもちろん県との連携を取りながらやらなくちゃならないと思いますが、その辺りについてはいろいろありますか。

麻野地域活性化室長　具体的な業務になるんですけども、紛失の届けがあった場合は、屋外で紛失されたということであれば、もう警察に必ず届けていただく必要があります。家の中でなくなったという場合につきましては、警察への届けは要らないんですけども、屋内、屋外にかかわらず紛失届に具体的な理由を書いていただいて、それに基づいて新規交付するという形になります。

伊場勇分科会長　そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということですので、審査番号の４番、地域活性化室とパスポートセンターについては以上といたします。ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。次は４０分からにします。

午前９時３０分　休憩

午前９時４０分　再開

伊場勇分科会長　審査事業８、地域運営組織推進事業について、執行部からの説明を求めます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 審査事業８番、地域運営組織推進事業について説明します。予算審査資料の３５ページをお開きください。事務事業名は、「地域運営組織推進事業」で、事業概要は、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進するものがあります。令和６年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化していきます。財政的支援としましては、新規事業として、これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする「地域づくり交付金」、人的支援としましては、地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する「地域づくり政策アドバイザー設置事業」を考えています。この事業は、総合計画中期基本計画の重点施策１「地域を創る」、新たな地域づくりに位置づけています。成果指標は、令和６年度に１１地区に地域運営組織を形成、活動指標は、令和５年度に１１地区に地域運営組織の検討会を設置することとしております。地域運営組織の検討会の設置状況は、地区によって設置時期の違いはありますが、先月設置していただいた地区を含め、現在１０地区で設置していただいております、残り１地区においても設置に向けて調整をしていただいているところです。検討会での話合いの進捗状況におきましては地区によってそれぞれ違いますが、地区の現状や課題を抽出する取組や、早いところでは、地区の将来あるべき姿やその実現に向けた取組等の話合いをしていただいているところです。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、４１点です。事業の内容及び予算につきましては、資料３８ページをお開きください。①の地域づくり交付金の詳細は、後ほど説明させていただきます。②の地域づくり政策アドバイザー設置事業は、今年度、ＮＰＯ法人市民プロデュース理事長平田隆之氏に、地域の皆様に対する地域運営組織の説明や話合いの仕方の研修会の開催、各地区の地域運営組織形成に係るコーディネーター役を務める地域交流センター長及び地域づくり支援員に対

する研修会の開催、市民活動推進課職員に地域運営組織形成に係る指導・助言を随時行っていていただいております。コーディネーターの方々につきましては、地域づくりに関する豊富な経験を基に、有益なアドバイス等をしていただいたことを鑑み、令和6年度も引き続き検討会などを対象とした研修会の開催、地域運営組織形成後の運営・活動のサポート、センター長、地域づくり支援員、市民活動推進課職員のスキルアップなどトータルサポートを行っていただきたいと考えています。③の地域運営組織運営支援事業は、地域運営組織が形成された地区に対して、運営に関する研修や講演会等の開催及びその他地域運営組織全体の運営支援を行うものであります。予算について説明させていただきます。下段の表を御覧ください。地域づくり交付金交付事業は、負担金、補助及び交付金として、各11地区 地域運営組織に対する地域づくり交付金1,913万6,000円、地域づくりプロジェクト事業費30万円×2事業×11地区で660万円、計2,573万6,000円を計上しています。地域づくり政策アドバイザー設置事業は、委託料として、地域づくり政策アドバイザー業務委託料として、285万2,000円、地域運営組織運営支援事業は、研修会の開催に係る費用等で消耗品5万円、通信運搬費5万円等、計19万1,000円を計上しています。それでは、①でありました地域づくり交付金についての詳細の説明をさせていただきます。資料の39ページをお開きください。当事業の目的は、先ほども説明をさせていただきましたが、地域運営組織による地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対する財政支援として交付するものです。これまで、市から地域に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化し、地域運営組織を設立した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとするものです。このような仕組みは、本市独自のものではなく、地域運営組織の形成を推進している自治体では、算定方法や金額はそれぞれですが、方向性としましては、比較的、一般的な仕組みとなっています。一括化する市の補助金等は、上の表ですが、左から地区防災補助金、ふるさとづくり事業補助金、国民健康保険健康

づくり補助金、地区社会福祉協議会助成金、敬老会運営補助金、ほたる飼育管理補助金、社会教育関係団体（女性会分）補助金、人権教育推進事業補助金、河川清掃大会業務委託料です。この補助金等の合計額は、令和4年度決算ベースで1,121万228円となっています。この補助金等の交付制度を、一括して交付するものが地域づくり交付金の仕組みでありまして、算定方法、あるいは予算額について下段の表となります。交付金の算定基準は、基本額として各地区の地域運営組織に一律100万円、基本事業費として、地域運営組織の区域内の人口に一人当たり50円、75歳以上の人口に一人当たり450円を乗じた額を交付するものです。合計額は、令和5年10月1日の人口をベースに試算したものととなりますが、1,913万6,000円となります。現行の補助金等の合計額1,121万228円と比較しますと792万5,772円の増額となります。この増額の理由としましては、地域の特色を活かし、地域自らが創意工夫し、地域の将来あるべき姿の実現に向けた取組を、効果的に行いやすいようにしていくためです。この交付金の交付要件は、地域の多くの団体や人で地域運営組織を設置し、地域自らが策定する地域づくり計画に基づいた、防犯、防災及び交通安全に関する活動、高齢者支援、子ども・子育て支援及び健康づくりに関する活動、環境美化に関する活動、人権啓発及び多様な主体の参画に関する活動、地区内外の地域交流及び多世代交流に関する活動、地区の課題、情報等を収集し、地区の市民等に提供及び共有するための広報に関する活動等の取組を行っていただくものを要件として考えています。交付方法は、地域運営組織を設置したところから、事業計画書、収支予算書等をご提出いただき、それに基づき交付していくこととしています。なお、事業が完了した際には、実績報告を提出していただくこととしており、事業報告書、収支決算書を提出していただきたいと考えています。なお、地域づくり計画に基づき、周年事業など大規模な事業を行う計画がある場合は、交付金を積み立てていくことも可としていきたいと考えています。この地域づくり交付金に加え、地域運営組織が策定する地域づくり計画に基づき、地域課題の解決を図ることが期待される新たな事業を実施する地域

運営組織に対して、地域づくりプロジェクト事業費を交付していきたいと考えています。この資料でいくと、下段の表の右側のところとなります。事業内容は、人口減少及び少子高齢化対策の取組、地域資源活用の取組、広域交流の取組、移住・定住促進の取組など、現在、地域が取り組んでいない新たな地域課題の解決が図られると認められる取組を対象とします。交付方法は、地域づくり交付金と同じく実施計画書、収支予算書等を提出いただき、審査の上、交付していくこととしています。なお、事業が完了した際には、実績報告をしていただくこととしております。交付額は、1事業当たり30万円を上限とし、1地域運営組織が提案できる事業は、1年度当たり2事業までとしています。予算額は、30万円×2事業×11地区で計660万円としています。なお、地域運営組織の運営に係る事務局人件費等、高齢者交流、買物支援、交流事業等にかかる活動経費の支援については普通交付税で措置、それを上回る経費については、2分の1の措置率に財政力補正を換算したものが措置対象となります。説明は以上です。御審査のほどお願いします。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

森山喜久副分科会長 35ページのところから確認していきたいんですが、こちらの地域運営組織自体、令和6年度に11運営組織の形成を目指すということですが、実際、全部が出そろうのはいつぐらいなんですか。全部が7月1日なのか、例えば10月1日なのか1月1日なのか、その辺どういう見込みでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これにつきましては、各地域によって事情が違います。また、その地域の中の団体の事情もそれぞれ違いますので、その地域、あるいは各団体の一番いい時期、そしてしっかりと話し合いが済んだところから形成していただければと思っております。したがって、今現在で、いつというところははっきり分からないところで

ございますが、今の状況を考えますと、おおむね令和6年度中には形成していただけるものではないかと考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 それは11地区全てが、令和6年度中に形成できるということでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほど申し上げましたようにそれぞれ事情が違いますので、できるという断定はできません。令和6年度中にできる見込みがあるということです。

森山喜久副分科会長 39ページになりますけど、地域づくり交付金の概要になりますが、先ほど説明の中にも事業の収支予算とか計画提案、そして審査会にかける部分で、決定していくという旨を言われたと思うんですが、実際この審査会はどういう構成メンバーを考えていらっしゃいますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この審査につきましては、現在調整中ですが、担当部署はもちろん、学識経験者等も踏まえながら審査を行うことができると考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 その審査に要する時間は、要は一月も二月もかかって交付するような形であったら、やはりせつかくの交付金も使えないということもあります。昨日の総務課の審査でも指摘したんですけど、総務課で、地区防災会補助金で、各地区10万円の110万円が一応予算計上されていました。それを分割して払うのか、それともこの地域づくり交付金の中で払うのかっていう部分は、課長が言ったようにそのときの事情によって異なるので、それをちゃんと精査点検をされると言われたんですよ。でもそういった中で、やはり早めに払わなくてはいけない時期、少し遅れても大丈夫な時期があるんですけど、そういうスケジュール感とその審査会の位置づけと、できるだけ速やかな活動というのが必要と

思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これも審査会をもって交付するというものにつきましては、現在考えておりますのが、この地域づくりプロジェクト事業費の交付に対するものについて、審査会を行っていきたいと考えております。一方で、この通常の交付をさせていただきます地域づくり交付金につきましては、行政内部の審査ということで対応していきたいと考えております。森山副会長がおっしゃるように、このお金がないと事業ができないというところが当然あると思いますので、速やかな交付ができるよう対応していきたいと思っております。以上です。

森山喜久副分科会長 速やかな対応をお願いしたいと思います。あと、その各運営組織の設立は、何をもって設立と確認し、決定するのか、その会議の中で例えば総会をしたから設立なんだって形なのか、総会の資料をもって申請して決定なのか、その辺はどういうスケジュールでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この地域運営組織をまず認定をさせていただくというところになろうかと思えます。その認定要件といたしましては、現在、小学校校区を単位とした活動であること、そして地域の代表的な組織であって、地域づくりを推進する市民や団体等によって構成されること、そして地域の総意、全ての方というのはなかなか難しいと思うんですが、多くの団体等の御意見が反映されていること等を要件として考えております。あと、大事なところが抜けていましたが、地域づくり計画をつくっていただくことです。地域づくり計画というのは、それぞれの地域に合った課題を抽出していただいて、その課題解決に向けた取組、そして地域の将来あるべき姿に向けて取り組むというような計画となります。したがって、それぞれの地域によって内容は変わってこようと思いますが、これを必ずつくっていただいて、御提出いただくというのを要件としていきたいと思っています。実際の申請につきましては、先ほど副会長がおっしゃったところでありますけれども、規約、会

則、役員さんの名簿、組織図等を出していただく、一般的に言うとは総会資料になろうかと思います。それに加えて、先ほど申し上げました地域づくり計画を添えて御提出いただくことで申請という流れにしていきたいと考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 申請については分かりました。その申請をされてから、行政内部で審査して決定して、認定するという形でよろしいですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 副会長おっしゃるとおりでございます。

大井淳一郎委員 地域づくり計画が必要ということであれば、4月1日からスタートというのはかなり難しいと思います。その一方で、いわゆる3協議会とか女性会と、そのほかの団体に補助金を出さないといけないので、恐らく、まずそういった既存の団体に補助金を出して、RMOが令和6年度中にできて、それから一括交付金となるんですけれども、お金の流れってどんな感じになるんでしょうか。一旦やっぱり既存の団体にまず補助金が振り込まれるんですかね。まずその点について。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 来年度の予算につきましては、関係各課それぞれが関係団体に対する補助金の予算を計上していただくような仕組みとしております。ついては、形成するまでにそれぞれの団体がこの活動費補助金が必要といった場合については、それぞれ現行のとおり、補助金を交付するという形で対応してまいりたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 そのあとにRMOが結成された場合、差額に当たる部分が追加交付になるんですよね。差額というのは39ページです。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 大井委員がおっしゃるとおりです。当然、もう交付したものについては、それを差し引かせていただいて、その上

で、例えば10月1日に形成されるということであれば、10月1日からどういった取組をやるのかという事業計画書、そして予算書を御提出していただくようになります。それに基づいて交付させていただくと。この金額はあくまでも上限額となりますので、その予算額に合わせて交付をさせていただくということになります。以上です。

大井淳一郎委員 地域運営組織は大きく分けて既存の団体の統合という形と、いわゆる一体型でもう組織としては、一本だけど、あと部会制を引いていく、どういう形で進めていくのかっていうことが、従来からあるわけなんですけど、市の方針とすればどちらですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これから人口減少によって既存の団体というのは、活動の縮小ということが見込まれます。また地域の課題が多様化複雑化しておりまして、それぞれの団体、個々の団体ではなかなかその課題解決に向けた取組を全て行うというのは、困難となってくることが予測されます。これらを鑑みまして、市といたしましては、一体型というのが望ましいとは考えておりますが、それぞれの地域や団体の実情、事情等があると思いますので、必ずしも市としてこれを統廃合していただくということについては強制するものではございません。以上です。

大井淳一郎委員 そうしますと地区ごとで、うちの地区は一体型でいいよ、うちの地区は既存の団体残してくれて地区でばらばらになるってこともあり得ると思うんですが、その場合はそれでいいということですか。強制はできないまでも、やはり、なるべく各地区で差がないほうがいいのかなと思うんですが、いかがですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 委員がおっしゃったとおり、ばらばらになる可能性は十分にあります。ただ、その望ましい姿であるというところを鑑みながら、それぞれの既存の団体が存在する中でも、将来的など

ころでは、統廃合も考えて、引き続き考えていただければなと思っております。ちなみに、令和５年３月の総務省の地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書におきましても、組織の新規設立や既存組織の統廃合を経て、新たにつくられた地域運営組織は、地域の実情に合った地域づくりを進め、持続可能な取組となる度合いが高いというようなコメントが出ております。こういったことも鑑みながら、すぐさまなかなか難しいというのは重々承知しておりますが、将来的にはそういった組織形成というのも、それぞれの地区で考えていただければと思っております。以上です。

松尾数則委員　３８ページ、これまでの市から地域に対して交付している補助金を可能な範囲で一本化すると、結構抽象的な表現なんです。可能な範囲と言ったら、どの辺の範囲なのか、例えば、ホタル祭りあたりが一つぽんと入っていたりしているので、その辺ところをぜひ聞いておきたいんだけど。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　この可能な範囲というのは、具体的なところが３９ページの上段の表でございます。ただ、今後市内あるいは地域の方々の御意見を踏まえながらこれを拡大していくというのも、検討の一つかなと考えております。以上です。

松尾数則委員　プランを立てるためにも、やっぱりある程度収入がどのくらいあるかっていうのは、非常に大切なことだと思っています。例えば、今、私どもの地域では、多面的機能とか中山間とか、かなり大きな金額の寄附金をもらっています。そういうのが、これに既にもう入っている金額なのかどうなのかというのは、結構重要な問題なんですけどね。それは入っているんですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　松尾委員がおっしゃるのは川上地区のお話だろうと思いますが、それはこの中には含まれておりません。

松尾数則委員　ということは、別枠に入ってくるわけですか。RMOの中に入ってくるんですか。

伊場勇分科会長　今までどおりという理解でいいと思います。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　川上地区につきましては、今までどおりといいますか、そのままということになろうかと思います。

松尾数則委員　別に川上地区の話をしているわけではないんですけどね。例えば、デマンド交通とかそういうのを持って、地域を動くようなものに対しては、これはやっぱり同じような考えなんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　新たな取組をやろうといった場合のケースですね。これにつきましては、この下段の表の右側の地域づくりプロジェクト事業費に該当すると考えております。それに加えて、デマンド等につきましては、場合によっては別に国の補助制度等がある場合がありますので、それらもしっかり鑑みながら、地域づくりの支援をしたいと考えております。以上です。

松尾数則委員　説明を聞いて、現状のままでいく部分と、今回はこれに組み込まれている分が、どうもいまいちはっきりしないところなので、その辺ところはきちんとした形で皆さんに広報するべきじゃないかなと思うんですが、どうですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　具体的なところにつきましては、可決されましたら、各地域に内容や手続方法といった分かりやすい資料を作成し、説明させていただければと考えております。以上です。

笹木慶之委員　私から質問しますが、違っていれば言ってください。川上地域

の話をあえて出していますが、あくまでこれ市の予算を使つての話ですから、それについては問題ありませんね。県費であるとか他の者との関係が話に出てくると、地域運営組織はできませんから、地域だけで単独の話については、この協議の中には含まれないと理解しますがいいですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 おっしゃるとおりです。この部分は市の事業となります。私が国、それから川上地区等の話を回答させていただきましたのは、委員の御質問に対して回答させていただいたものであります。以上です。

笹木慶之委員 その点を切り離して、市の施策をお願いしたいと思います。その中で、39ページの目的の中で、一括化する市の補助金等というのがありますよね。まず表の中で、共通的なものについては、セーフティー防災関係からふるさとづくり、それから、これは年金関係、社協の関係、それから地区社協まであるんだけど、この中で例えば、有帆のふるさとづくり協議会だけの単独ありますよね。今度はその次は、社会教育課の関連している中の校区女性会、婦人会の関係、それからもう1点は、人権教育の問題については、それぞれが五月雨式になっているが、これらは今、どのようにつかんでおられるのか。単独でもやっておるから知らないよということになれば別ですけど、あと後半で言いますが、それについてはまずどうなっているのかということを知りたいと思います。それが確認できないと次に行けないということです。

伊場勇委員長 どういうふうに交付されているのかということですか。各団体に市からということですか。

笹木慶之委員 そうですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほど令和4年度の決算ベースというこ

とで御報告させていただきましたけれども、この事業に取り組んでいるものに対して、それぞれの所管課が交付しているものとなっております。ちなみに、人権教育の部分につきましては、令和4年度コロナ禍であったことから、できていない地区もあったようでございますが、基本的にはどこの地区でも行っていただいておりますと聞いております。以上です。

笹木慶之委員 校区女性会はどうなっているんですか。半分ぐらいないですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これは校区女性会、あるいは婦人会という組織が、地区によってはないところもあり、今ある女性会に対して交付していると聞いております。以上です。

笹木慶之委員 有帆ふるさとづくり協議会というのは、このふるさとづくり協議会の一部ではないんですか。単独でやってきていますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この有帆ふるさとづくり協議会につきましては、通常のふるさとづくり協議会の事業に加えて、別にホタルの育成、飼育等を行っているということで、従来からこの補助金を別途ふるさとづくり協議会に対して交付しているものでございます。

笹木慶之委員 分かりました。そうすると、有帆につきましては、ホタルの育成という考え方ですね。一応それを確認しておきます。ところで、その次のページの交付金の決定額というのがありますが、この交付額の決定額というのは、従来の金額の合計、プラス基準額、いわゆる統合前の補助金等の合計額が、加わっていると理解しますが、その点についてはどうでしょうか。この表を見てみると、昨年度が1,913万6,000円です。ところがそれに加えて、令和6年度で1,121万228円という数字があって、その差がということなんだけど、これはどう説明するわけですか。

伊場勇分科会長委員長 この表の説明をお願いします。

西崎市民活動推進課主幹 いま一度、この表の整理をします。上段の表は、今回地域づくり交付金を制度設計したんですけれども、それをするために、一括化しようと思った補助金の一覧でございます。まずは可能な範囲ということで、どういうふうにかこれを選んだかといいますと、各地区で地域運営組織の形成が進んでおりますが、主要な団体に対して交付しているものですので、地区の自治会協議会、ふるさとづくり協議会、地区社会福祉協議会、あと女性会に対して交付しているものを選定しております。かつ、国や県の補助が当たっていないもの、市の単独補助から選んでおりますので、ほかにもいろいろな地区に対する補助金があると思いますが、まずはこの11の補助金等を選定したということでございます。下の表は、先ほど説明しましたとおり、人口であったり高齢者の人口であったりしたものから算定したものが、この色のついた合計額、合計が1,913万6,000円となっております。この右の基準額というのは、既存の補助金の合計額でございますので、上段の表の右下にもありますが、1,121万228円としております。また、増減を分かりやすくしたほうがいいかなと思ひまして、差額ということで、地域づくり交付金の制度をつくることによって、792万5,772円ほど、これまでより、地域運営組織を形成したほうが、地域に対する補助金交付金が増額するよという意味で、ここの差額と掲載させていただいております。以上です。

笹木慶之委員 私のほうで発言の順番が狂っておりましたが、交付金額の計算の中で、右から2番目、統合前の補助金等の合計額は1,121万228円ですよね。これが先ほど言った一本化の市の補助金の金額と合致しているわけですよね。現状はね。これを左の交付金額の決定にしようとするならば、1,913万6,000円になるわけですよね。とすれば、これはもう市はこの金額で決定するということですか。決定の作業が、出てこないじゃないですか。人口と75歳以上の人口基本額、均等割、

後期高齢者の関係で計算ができていますか。これはどのように理解すればいいんですかね。

伊場勇分科会長 10月1日を基準とするのはもう決定したことですよね。

西崎市民活動推進課主幹 基準日は、補助金を交付する年度の前年度の10月1日とさせていただきます。例えば令和6年度に交付する場合には、前年度、令和5年10月1日の各人口を基準日としてさせていただきますので、令和6年度に関しては前年の10月1日の基準日の人口はもうこれは確定でございますので、必然的にこの合計額のところの令和6年度の地域づくり交付金の上限額基準額は決まってくるということになります。例えば本山でいうと、139万2,000円というのは、算定上は確定されたものとなりますが、冒頭に次長から説明あったように、これらは上限額でございます、あくまでも事業をするための活動費でございます。ですので、100万円しか活動がない場合には、100万円の交付、これは当然ですね。また、事業補助になりますので、200万円の活動費用、事業計画を組んでも、上限としては139万2,000円となります。プラスして地域づくりプロジェクト事業費というのがありますので、2事業やれば、加えて60万円が交付されるという整理をさせていただきます。以上です。

笹木慶之委員 これが重要なことですから、もう1回確認します。だからあくまで、今までの活動が制限されないということで、一応補助制度ができました。ところが今度は交付金の算定の中では、市とすれば人口割で決まってきますということです。だからそれは決定です。しかし、その過不足が出てきた場合には、それはそれぞれの団体に調整しましょう。それが一番右の表です。例えば厚狭地域でいうならば、1年間で152万9,720円というものになっていますが、新たな計算でいけば233万円ですよということが主として計算されておることではないですか。

西崎市民活動推進課主幹 全く同じ事業をやって、全く同じ経費を使うのであれば、今まで以上の補助金が出るということになります。今回は、地域運営組織ができて、各地区が自主的な活動を行っていただくための活動経費でございますので、今までどおりに加えて、地域の中でいろいろな課題解決に向けた取組を考えていただいて、それに対しても、市が応援して補助金を交付するということになります。以上です。

笹木慶之委員 だから、私のほうでもう1回確認したわけですけど、従来の事業を保存できるような、継続できるような仕組みが今できているわけ。だから、一応それは保存しますよと。しかし、新たな計算では、交付金額が増えますと。したがって、それを踏まえたまちづくりをつくってしてくださいというような話をしないと皆さんが納得しないわけ。金額が少し上がっているところ、そうでないところもありますが、それはあくまで人口によって変更するということ。だから一番の問題は、今政府がやっている人口に基づく交付金の金額算定が変わってくるということをやっぱり言わざるを得ないわけですよ。市町村もそういうことでしょう。そういう方向性の中で、人口減少の地域について、地域づくりを進めていきたいと。だから、こういったことを共有してくださいというのが政策じゃないんですか。それは、はっきり言われたほうがいいと思いますよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 人口が減った場合において減額になるのではないかという考え方はありません。基本額を見ていただければと思いますけれども、基本額は人口が変わっても100万円という交付金額がございます。本山、赤崎等につきましては、この基本額そのものが、現状の金額よりも超えておりますので、そういった考え方はありません。また、厚狭や高千帆などの多いところにつきましては、現状の金額も100万円を超えている状況ではありますが、ここまで極端に人口が減るということもなかなかあり得ないと考えております。この政策についま

しては、あくまで、創意工夫によって、地域の皆さんが様々な取組を行いやすくなることが目的であって、人口が減った際に、地域への支援を削減していくという目的は全くございません。以上です。

笹木慶之委員　そうすると、非常に説明が難しくなるんだけど、あなた方が今言っているのは、あくまで人口減少という社会的現象に対してどのように政府が取り組むかということで、先ほど説明したじゃないですか。人口は減りませんよという話をするのではなしに、地域とすれば、どの地域は別として、全体的には人口は減るんですよと。したがって、新しい地域づくりをするための施策を展開したいので、皆さんにひとつ理解をしてほしいと。だからそれに対する交付金を出しますよというのは政策じゃないんですか。片方の言い方が違うんじゃないか。だから、皆さんが矛盾を感じるわけよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　人口が減りませんということは、私は言っておりません。人口が減っても、この金額が今現在の金額が減るということは考えられないし、今の補助金の合計額は確保される、もしくはそれ以上のものとなると、人口減少になったからということで、この地域への財政的支援を削る目的ではないということを申し上げたところで。実際の取組につきましては、やはりこの地域運営組織の目的の一つでもありますけれども、人口減少によって、様々な地域の課題が多様化複雑化また深刻化してくる。そういった中で、地域の皆様方でできることを地域の皆様が主体的にやっていただきたいという思いはあります。また人口を減少することによって、もう現在も起こっておりますけれども、様々な団体の活動が縮小してきています。縮小してきておりますが、それぞれの団体の活動目的は、それぞれ本当に素晴らしいものであって、地域づくりにおいて欠かせないものであると思っています。ついては、一つの団体が縮小しても、その団体の目的をそれぞれの他の団体が補完でき、そして持続的な活動になるとしていただくということが目的でありますので、御理解のほどよろしくお願いします。以上です。

笹木慶之委員 先ほどの説明で皆さん方が理解できればいいんだけど、人口減少の発言と、そういった関わりについては、内容的には理解ができない説明だと私は思います。なぜそう言うかという、場当たりの発言するからそうなるわけですよ。新聞発表を見てくださいよ。その発表をあなた方は見て説明されたでしょう。だから、山陽小野田市は人口が減りますよと。減るんだから、その方策をしようじゃないですかというこのたびの地域運営組織をつくるための方策じゃないんですか。それ以上は言いませんが、その延長線上が説明会に入ってきますから、一応もう1回言っておきます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほどから申し上げておりますが、人口減少は地域の大きな課題であり、様々な地域課題が多様化、複雑化、深刻化する大きな要因となっています。ついては、地域の皆様方が地域の実情を鑑みながら、主体的に地域づくりを進めていただき、そういった課題解決に向けた取組をしていくこと、人口減少が続いても、持続可能な地域づくりを進めていただきたいということです。その一つの手段がこの交付金であって、私が先ほどから申し上げておりますのは、この交付金は、人口減少によって地域の支援を少なくしていくというものではないということであり、全く矛盾をしていないと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 ちょっと確認しておかなきゃいけないのは、この一括交付金1,913万6,000円っていうのは、人口が減っていったりすると係数が変わりますので、ここは常に変動するということですよね。そこはまず確認しないといけない。仮にそこは変動して、例えば、うちの地区なんか、どんどん人口減っていきますので、交付金の上限額は減るんですよ。ただ、河上次長が言われるのは、減ったとしても、基本額は100万円があるから、これは従来の一部を除いて、従来の補助金よりは上だから、それ以上の活動ができるから衰退しないよっていう意味です

よね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 大井委員のおっしゃるとおりです。分かりやすい説明をしていただきありがとうございます。

大井淳一郎委員 それで私が質問したいのは、気をつけないといけないのは、交付金が1,913万6,000円そのままおりてくると、みんな誤解してしまうんですよね。あくまでも、これは上限額であって、RMOを結成するに際して、あなたの地区はこれが上限ですよ。それを上限に計画をつくってください。つくりました。100万円の計画だったら100万円しか出ないんですよ。それで、上限額いっぱいなら、その上限額をマックスとして出るものであるもので、今までは各既存の団体に定額でぼんぼんキャッシュが行っていたんですよ。それがちょっと変わるんだよってこと。各地区に、これから説明していかないといけないと思うんですが、その辺はこれからされるということによろしいですよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 その部分については、本当非常に重要なところだと思っております。つきましては、その申請方法、交付方法等につきまして、できるだけ地域の皆様方に分かりやすい資料を作成し、説明をしていきたいと考えております。以上です。

岡山明委員 私も39ページの今回の地域づくり交付金の概要ということで、交付金の算定額というのが一番下の欄に書いているんですけど、まず基本額100万円は、各地域一律ですよ。それどういう趣旨で、一律、数的には厚陽、高千帆の人口を見ると状況がすごく違う。最初の基本額が100万円の根拠というか、何をもって認定されたか聞きたいんですけど。

伊場勇委員長 基本額100万円の根拠を教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 根拠は特にはないんですが、考え方として御説明させていただきます。それぞれの地域におきまして、大体、主な取組については一緒といいますか、やっておられるものは同じところがあります。例えば防災訓練とか、地域での交流イベント、それから地区社協であれば高齢者の支援等々、同じような事業をやっておられるところがございます。この事業につきましては、人数が多い少ないにかかわらず一定の事業費がかかりますので、そういったところを鑑みまして、基本額というところは必ず必要だという考え方の下、この100万円、どこの地区も同じ金額を設定させていただいております。以上です。

岡山明委員 事業を主催するのにお金が一緒という形は理解できます。例えば、地域づくり交付金の概要の中身がちょっと分からないもので、これは地域においての自治会費のような自治会を運営する費用もこの中に含まれるという解釈でよろしいですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 岡山委員がおっしゃるところは、自治会事務費であろうと思いますが、これは今までどおり継続して交付します。これとは別に交付をいたします。

岡山明委員 そうすると、今回の地域づくり交付金というのは、100万円プラス人口の比率にした金額というのは、今まで自治会っていう形じゃないんでしょうけど、今回RMOをつくるという状況で、そちらにお金が渡るっていうことになりますよね。今まで市から、地域づくりの各交付金は出されているんでしょうけど、今回一元化ということでRMOが管理すると。今まで100万円も、市としては個別に出した感じで、今回からはRMOでやるという状況で、今までに、市としては今まで以上の予算とか出費とかそれはないっていうことですかね。そのRMOに今回一括してっていう状況になると、100万円の分も今までそういう運営しよったという、そういう訓練とかに使っていたという状況になれば、今まで市が出していたRMOに出すお金と、それ以外今までいろいろな

会合とかやって、訓練とかってそういう支出の部分の形はあまり変わらないという状況なんですかね。RMOをつくって、金額的には市としての予算が増額しているかどうか、そういうことで今までちょっと比較した場合、大変厳しい状況なんで、そういう比較はしてないんでしょう。今回、一元化してくるという話ですよ。

伊場勇分科会長 岡山委員、質問を端的、明瞭にお願いします。

岡山明委員 今回RMOという形で市が支出するという状況で、今までいろいろな形でばらばらあったんだけど、トータルとしての支出っておかしいけど、今までの地域に出しとったお金の部分で、今までと市の出された金額という部分でいくと、そんなに違いはないという、RMOが今回きても、金額的にはどうなんだということですか。はじかれた場合。

伊場勇分科会長 39ページの下段の表がありますよね。その理解はされていますか。大丈夫ですか。

岡山明委員 下の表で、合計と差額って出てくるんですけど、中間の基準額の分がありますね。合計があって、基準額、それで差額が出てきたという状況です。今回、設立していない部分もあり、それは金額的には形成される前は金額として発生しない状況で、この4月1日から、RMOで組織が組まれたら、このお金が出るということですよ。この4月1日、来年度から、最終的には11組織をつくるんでしょうけど、今は10組織ぐらいできているという話を聞きました。そういう団体にはもうこのお金が出るということですよ。

伊場勇分科会長 説明は繰り返しになるかもしれませんが、令和6年4月から始まる中で、例えば何月に始まったときには、もう既に渡した金額は差し引くとか、プラス事業費を積み重ねていったら、マックス出るとか、その辺もう一度分かりやすく伝えていただけますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　私が説明させていただいた設置状況につきましては、地域運営組織が設置されたわけではなく、地域運営組織を形成するための話合いが設置されていますという状況を冒頭で説明させていただきました。地域運営組織そのものについては、まだどこも形成されていません。今の話合いの進捗状況から鑑みると、令和6年度中には形成されることが期待されると考えております。形成された地域におきましては、この下段の表の交付金が上限額となりますが、設置して申請された地域運営組織に交付される、議案が可決されたら交付されるということになります。なお、例えば、10月に形成された場合はどうかという御質問が先ほどございましたけれども、もう10月までに事業を実施し、その補助金等が必要な団体は、それぞれ現在の上段の表の交付金制度を活用して、交付させていただくという格好になります。そして10月1日以後につきましては、この下段の表の金額から、既に交付した金額を差し引いたもので10月1日から取り組むべき事業、あるいは予算に対して交付させていただくという格好になります。よろしいですか。

森山喜久副分科会長　36ページの左下地域づくり交付金の交付要綱ってありますよね。これは今まで議会で示されたことはあるんですか。今まで所管が民生福祉で今年度から総務文教になって、私も今まで産業建設だったので、その辺疎くて申し訳ないんですけど、その確認です。

西崎市民活動推進課主幹　先日、市長までの決裁が取れた状況なので、まだ公表はしていません。

伊場勇分科会長　いつ手元に頂けるかはまだ分らないですか。

西崎市民活動推進課主幹　施行日は令和6年4月1日になります。今、最終調整段階ですので、令和6年度に入ってからであればお示しできるかと思

います。

大井淳一郎委員　せっかく36ページを開いたので、そこで質問します。私の勉強がそこまで進んでいないですけれども、知る限りではRMOを結成したところには、国から何らかの補助があるということで、交付税措置という書き方になっているんですけれども、表を見ると、財源内訳のところは空白なんですよね。これは国からの支援というのは、RMOに対してどういう形でなされるんですか。

西崎市民活動推進課主幹　国からの地域運営組織に対する支援措置でございますが、大井委員のおっしゃるとおり、交付税措置であり、特定財源ではないので、この表には表記しておりません。内容については、まだいろいろ研究中といいますか、調べているんですけれども、具体的に市から地域に対して交付しているもの全てが特別交付税措置になるよということは書いていないので、高齢者交流や、声かけ、見守り、買物支援、地域がそういったものをやるときに、それに対して市が財政支援するものに対しては、交付税措置されますよという説明になっております。令和6年度以降、地域の組織ができて、地域づくり交付金を交付する中で、どういった交付税措置になるかというのは、今後しっかり調べていきたいと思っております。以上です。

伊場勇分科会長　そのほか、質疑はございますか。

松尾数則委員　確かめておきたいんだけど、いろいろRMOの説明をしてもらったけど、この中に、農林水産省でやっている農村RMOというのがあるんですよね。そういうのを組み込んでやるっていうことは考えていらっしゃるんじゃないんでしょうかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　中山間の問題で、農村の持続的な取組を支援していく、農村RMOについては重要なものだと思っております。

これを組み入れるかどうかにつきましては、それぞれの地区の話合いの中で、当然重要な課題でありますけど、地域にとってどういうふうな位置づけで考えていただくかによろうかと思います。したがいまして、今からの話合いの状況によって変わってくると考えております。以上です。

岡山明委員 39ページの部分で、このRMOの交付金なんですけど、最終的にこの図を見ると、基本事業費の中で人口割合と高齢者の割合の金額が、掛け算が入って50円と450円ですか。その値段が書かれているんですけど、実際にそういうRMOに出されるのは、補助金の分は当然出ているんでしょうけど、実際に市から追加で出される金額というのは今、人口割と高齢者割、これを合わせた金額だけが市から新たにRMOに出されると。それは本来なかった金額と私は思うんですけど、その辺は違うんですか。それ以外はないということですかね。あとは補助金を一括して、上の表の一括した運営補助金という形になっているから、それ以外どう見ても人口の割合しか出ていない。50円ともう一つ450円。この加算金だけがRMOに市が新たに支出するという金額ですか。ほかに何かありますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市から地域に交付させていただくのは、
下段の表の緑の……

伊場勇委員長 こちらのほうは色がついていないんですよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 大変失礼しました。39ページ下段の表の中央部分の合計欄が、地域に交付される上限額となります。例えば本山で言いますと、基本額の左から4番目の基本額の100万円と基本事業費の人口割50円掛ける2,835人の14万1,750円、後期高齢者の25万650円を足した金額が、この合計の139万2,000円。これを上限額として交付するということです。以上です。

伊場勇分科会長 岡山委員、上の9団体ありますよね。今まで市から出していたお金があります。その合計とか出ていますけども、それはもちろん今まで市から出していたのもの。それ以上のものは、今回、RMOという事業の中でつけましょうということ。だから、今の団体がRMOの組織に入っているんですよ。

岡山明委員 最初に100万円の話を聞いたんだけど、その100万円に関しては、訓練をやったときにはトータルとしてはどこの自治体も一緒なんだから、100万円はかかるという話をされましたよね。それで、100万円は、今まで市は各自治会に出しておったと。

伊場勇委員長 今までは出していないですよ。100万円は今まで出していないですよ。

岡山明委員 そういう形で100万円という基本的な金額を出されたとは私は理解しているんだけど。

伊場勇委員長 それは理解が違います。もう一度お願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 現在、交付をさせていただいているお金が上の表です。本山を例に申し上げますと、本山の地区防災会に対して10万円というところです。そして、基本額という100万円は新たな仕組みであり、今まではございませんでした。

伊場勇分科会長 そこは分かりますか、新たな仕組みです。今まではこの100万円はなかったんですよ。そこは分かりますか。

岡山明委員 今まで市が支出していたでしょう。自治会において訓練するときに。それで、その100万円を今まで自治会に出しているという話を先ほどされたんじゃないですか。

伊場勇分科会長　ここで暫時休憩をいたします。１０分ぐらい休みましょう。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時　再開

伊場勇分科会長　休憩を解きまして分科会を再開いたします。この資料の理解については岡山委員、理解されているということでよろしいですか。

岡山明委員　申し訳ないです。私、ちょっと勘違いしていたと思うんですよ。理解できました。

伊場勇分科会長　そのほか、質疑はございますか。

大井淳一郎委員　資料の３９ページ、４番の地域づくりプロジェクト事業費ということで、各地区でそれぞれ地域課題の解決に向けた事業とかをしていくと思います。例えば、買物支援なんかで、何か買ってきて、届けてあげるというような事業なんかが考えられるんですが、それ以外にこういった事業ができるよということで、先進地で具体例を示していただくと各地区の参考になると思います。いかがでしょうか。

伊場勇分科会長　その点についてはどうされるのか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　これはいろいろな取組をやっておられます。先ほど松尾委員もおっしゃっておられたんですけど、交通の関係を地域が経営してやっておられるケースもあります。また、買物難民の問題を解決していくために地域がスーパー、あるいは移動販売車をやっていたり、地域が経営する老人ホームといいますか、そういったものやっておるところもありますし、もっと簡単な部分で地域が高齢者の集

いの場、そういった介護保険制度とか活用しない、集まれるような加盟的なものを行っているところもあります。ここのカフェ的なものについては、空き家を活用してやっておられるというようなところがございます。この部分につきましては、実際に話をされる中で、まだ実現するかどうかは置いておいて、アイデアとして、ある地域では空き家を活用して、お年寄りが集まるようなカフェをやってみるといいよねっていうような意見も実際に出ているところでございます。以上です。

大井淳一郎委員 空き家のカフェということがありました。空き家対策計画の中にもあるんですが、結局何が言いたいかというと、空き家でカフェをすると、用途地域によってはカフェができないところもありますよね。その辺り、計画で促進区域を定めていくんですけども、そうした他課との連携、そしてそういったものを使えばできますよといった後方支援というのも、市としてやっていかないといけないと思うんです。その辺はいかがですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 ここの部分につきましては、空き家以外にも高齢者の問題、あるいは環境の問題、様々な地域の課題がございます。地域RMOが形成されたときに、行政との連携も必要となってきます。そこに、一つ一つ、地域が関係各課に行くと、どこに行ってもいいかわからないことも発生する可能性もございます。ついては、市民活動推進課が窓口、中間支援機能の役割をいたしまして、その内容、困り事、課題について、どのようなものなのかをしっかりと伺いさせていただき、関係課、空き家の問題であれば、生活安全課につないで、地域とよりよい対策、課題解決に向けた取組ができるよう、応援や支援をしていきたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 交付金についてです。先ほど上限額の限りで計画を立てて交付金を出すと。ただ、使い切れない場合がありますよね。繰越しとか、積立てとかって書いてあるんですけども、ずっと繰り越すわけにも積

み立てるわけにもいかないんですが、その辺りの給付金の返還の問題とか起こり得るんでしょうか。

西崎市民活動推進課主幹 まず、繰越しでございますけれども、要綱上、当該年度の交付金で余った30%までを翌年度に繰り越せます。翌年度限りでございます。あくまで活動補助事業補助でございますので、事業に対して前年度からの繰越しを充てられるという制度設計にさせていただいております。なので、ずっと繰越金を積み立てる、次期繰越金が積み上がっていくということは想定しておりません。

大井淳一郎委員 つまり返還はあるということですね。

西崎市民活動推進課主幹 次年度に使い切れなかった場合には返還をしていたきたいとは考えております。以上です。

大井淳一郎委員 積立てについてもすいません。

西崎市民活動推進課主幹 積立金の制度もつくっております、これは各年度の交付金だけでは賄い切れないような、少し大きめの事業を計画したときに、5年間まで交付金を積み立てることができる制度にしております。当該年度の交付金の20%を限度とさせていただいて、例えば、当該年度の交付金が100万円であつたら、20万円までは積み立てることができる。それを5年間ですので、5年後に100万円の事業ができるような想定で積立金制度をつくりました。以上です。

伊場勇分科会長 あくまでも、事業ありきの計画をつくった場合の話でございますね。

西崎市民活動推進課主幹 そうですね。もともとは各地区でつくっていただく地域づくり計画が基となりますので、その中で、皆さんで話し合ってい

ただいて、この地区では、地域をよくするためにこういう事業をやろうということを皆さんで考えた事業に対して交付するものでございます。5年後に大きい事業をやろうということで、皆さんが決められたことに對して市も応援しようという制度でございます。以上です。

笹木慶之委員 今、積立金制度の問題で、ここには書いていないですね。説明の中に書いてありますか。これについては、事業を継続するときの地元説明会で、きちんと明言したものを出したほうがいいと思いますよ。そこは、やっぱり重要だと思うのでお願いしたいと思います。

西崎市民活動推進課主幹 この資料をつくったときに限度額等の詳細な詰めができておりませんでした。申し訳ございません。繰越しは30%までとかということは明記しておりません。今後この交付金制度の詳細な手引きといいますか、マニュアルをつくってまいりまして、各地域の組織に説明してまいりますので、そういったときには、きちんと分かりやすいような資料をつくりたいと思います。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）このRMOは、一斉にスタートするのが理想的なのか、もうできたところからおのおのがスタートするべきなのか。その辺は市はどのように考えているのか、教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域の事情はそれぞれ違いますし、それぞれの団体の事情も違うと考えております。その地域の中でしっかり話し合いをしていただいた上で、よりよい時期ということで考えております。については、必ずしも一斉とは考えておりません。以上です。

伊場勇分科会長 それでは質疑がないようなので、審査事業8については終わります。次に、審査事業9、集落支援員設置事業について、執行部からの説明を求めます。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 審査事業 9 番、集落支援員設置事業について説明します。資料は 40 ページをお開きください。今年度から実施している事業でありまして、これまでの説明と重複する部分が多くなりますことを御容赦ください。事務事業名「集落支援員設置事業」です。事業概要は、「集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者であります。本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担っていただきます。各地区に 1 人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置を進めています。この事業は、総合計画中期基本計画の重点施策 1 「地域を創る」(1) 新たな地域づくりに位置づけています。活動指標は、令和 6 年度に 11 地区に地域づくり支援員を配置することとしております。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、41 点です。資料の 42 ページをお開きください。中段の表が、地域づくり支援員の配置状況で、現在のところ 8 地区に配置し、それぞれの地区において業務に取り組んでいるところであります。地域づくり支援員の業務は、地域の皆様と密着したものであります。残り 3 地区におきましても、地域の方に相談をさせていただきながら、地域づくり支援員の配置を進めています。予算について説明させていただきます。42 ページの下段の表を御覧ください。地域づくり支援員の雇用条件は、パートタイムの会計年度任用職員で、1 日あたり 7 時間 45 分の週 3 日勤務としています。予算額は、報酬は、月額 10 万 4,200 円掛ける 12 か月掛ける 11 人の 1,375 万 4,400 円と時間外手当分 30 万円で計 1,405 万 5,000 円、職員手当等は、期末手当 280 万 8,190 円と勤勉手当 234 万 9,710 円で計 515 万 9,000 円、旅費は、通勤手当等 83 万 1,600 円と研修等旅費 11 万 4,400 円で計 94 万 7,000 円、共済費は、共済組合負担金 11 万 7,000 円と社会保険料 134 万 1,000

円で計248万8,000円、消耗品等21万円、合計で2,285万9,000円計上しています。今年度と比較した増額の主な理由は、会計年度職員の給与等の引上げ、令和5年度は、当事業の初年度であったため配置時期を、募集から採用までの準備期間を考慮し、令和5年6月からとしておりましたが、令和6年度は年度当初からとなりますので、報酬等の12か月として計算したことによるものであります。なお、当事業は、人件費、活動費等を含め、全額、特別交付税の措置対象となります。説明は以上であります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので委員会の質疑を求めます。

笹木慶之委員 それでは、42ページについて確認したいと思います。今、地域交流センターの事務とその支援員との関係というのは、整理ができていますか。業務範囲というか、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 地域づくり支援員は地域交流センター長の下といたしますか、指示の下、業務を遂行するようになっておりまして、地域交流センター長も地域づくり支援員も併せて地域づくりの支援を行っていただいているところでございます。以上です。

笹木慶之委員 確認しておきますが、したがって、業務内容等々については、その辺りにトラブルは起こらないという形で大丈夫ですね。もう1点は、これは細かいこと言いますが、共済費の計算が書いてあるんだけど、この共済組合の加入というのは可能なんですか。いわゆる雇用者によっての年齢も変更になると思うんですが、大丈夫ですかね。

西崎市民活動推進課主幹 共済費でございますが、パートタイムの会計年度任用職員ですので、共済組合には加入すると確認しております。人事課で計算していただいた資料になっております。以上です。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 業務の内容については、現在配置しているセンターにおきまして、センター長と地域づくり支援員がしっかりと連携しながら地域づくりの支援を行っております。大きなトラブルはなく、連携がしっかりできていると考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 基本的なことを確認させてもらいたいんですけど、集落支援員と、地域づくり支援員、両方兼用して使われていますけど、これは何か意味があるんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 集落支援員という言葉は国の制度の名前でございます。当初は集落支援員という言葉再三使っておりましたが、本市におきまして、この集落という言葉になじみがないということから、本市におきましてはこの制度を活用して配置する職員を地域づくり支援員と銘打って対応しているところでございます。以上です。

森山喜久副分科会長 その前提条件で地域づくり支援員の業務とか事業という形で、全ての名称を変えてやっていくことはできないということの理解でいいんでしょうか。集落支援員の設置、例えば42ページであれば、集落支援員の設置事業と出ていますよね。これは国の事業だから、こういう事業名ということの理解で、実際市としては、地域づくり支援員という名称でやっていますよという理解でいいですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 はい、副会長のおっしゃるとおりでございます。

岡山明委員 支援員の人選ですけど、何か制約があるんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この地域づくり支援員におきましては、やはり地域との連携が非常に深くなってきますので、過去、現在におき

まして地域づくりの経験のある方等を地域の方々の御意見も踏まえながら採用しております。実際には、会計年度任用職員になりますので、私どもで面接させていただき、適当かどうか判断をし、雇用させていただいているところでございます。以上です。

岡山明委員 RMOで地域のトップの方がこの支援員になる。そういう関わりがあるメンバーがこの支援員になると。市のOBとか、市の職員とか話をされて、今後地域づくりのメンバーが出てくるという状況で、それを今回人選するという可能性は、考え方は、どうなるのかと思うんですけど。

伊場勇分科会長 地域づくり支援員がRMOのトップになるかどうかというお話ですか。

岡山明委員 トップの方が、その支援に兼業でできるかどうかという話なんですけど。この集落支援のメンバーに入れるかどうか。

伊場勇分科会長 メンバーに入れるかどうか。もう一回質問してもらっていいですか。

岡山明委員 RMOに絡む人で、当然トップがおりますよね。それに関連しておると。そういう方が今回の集落支援のメンバーに選抜されるという可能性としてはあるかどうかを聞きたいんですよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この地域づくり支援員の役割は地域づくりの支援をしていく役割としております。また地域運営組織が形成された後には、事務局的功能を担っていただくということを考えております。についてはトップでということは考えておりません。以上です。

森山喜久副分科会長副委員長 42ページになりますが、今、雇用条件で、会

計年度任用職員はパートタイムで週3日勤務となっていますが、フルタイムじゃない理由は何かあるのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 業務量を鑑みてパートタイムとさせていただいております。以上です。

森山喜久副分科会長 それは今時点、検討会を含めてまだ正式な動きがなかなかできていないということで考えられて、今後フルタイムに変更する予定があるかどうか、その辺はどうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 副会長がおっしゃるように、地域運営組織が形成された後、営業の業務量を鑑みながら、検討してまいりたいと思っております。以上です。

森山喜久副分科会長 実際フルタイム1人がいいのか、例えばパートタイムで2人体制にするのがいいのかというのもあるでしょうし、特別交付税措置の上限というのもあるでしょう。例えば、これは1地域1人となっていますけど、例えば1地域2人で、パートタイム週2とか3とかという考え方というのはありますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 他市におきまして、1地区に2名という雇用をしているケースもございます。この辺につきましても地域運営組織が形成された後、どのような業務内容や支援体制になるのか、しっかり鑑みながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

大井淳一郎委員 この地域づくり支援員、年齢層も結構偏っているのかなと思うんですが、こういった方がなられておりますかね。若ければいいということでは、もちろんないんですけれども、今の属性は——もちろん抽象的で結構です。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　まずは、やはりその地域のことをしっかり知っておられること、これが一番になろうかと思っております。属性につきましては当初、地域のほうから行政職員のOBが望ましいという御意見がありまして、それをしっかり考えていったんですけど、なかなか全てが全てうまくいかず、地域のことをよく知っているところで、地域の方々ともつながりが深い方を選択させていただきました。行政職員のOBもいますし、民間の企業でお勤めだった方、あるいは自営をしておられる方、専業主婦の方、それぞれでございます。以上です。

伊場勇分科会長　この配置状況については、今、どういう状況ですか。資料から変わっておりますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　これが最新の状況でございます。

伊場勇分科会長　そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないようなので、審査事業9番はこれで終えたいと思います。それでは、予算書に移ります。90ページから97ページなんですが、まず16目ふるさと推進事業費と17目の国際交流等推進費の二つ行きます。

大井淳一郎委員　中学生海外派遣事業で、これは新型コロナウイルス感染症が第5類ということで、オンラインを活用しているんですか。これからの予定は、対面になっていくんですか。対面というか実際に行くんですか。思い出しました。今年度は実際に行かれたんですよね、それで来年度も引き続きという理解でよろしいでしょうか。93ページの中学生海外派遣事業です。

竹森市民活動推進課市民活動係長　大井委員おっしゃるとおり、今年度から再開して来年度も実施する見込みです。以上です。

大井淳一郎委員　報告会がありましたよね。実は私、行ったんです。ああいう

のってすごくいいなと思うんですが、市役所の3階とかではなくても、もうちょっと何か形を変えてもいいのかなと思うんです。それと昔サンパークで、活動状況をパネル展示していましたよね。そういったことも復活されたらどうですかね。

竹森市民活動推進課市民活動係長 おっしゃるとおり、今年度につきましても巡回パネルをつくらせていただきまして、図書館であったりとか、総合事務所であったりとかで実際に行った子供たちの情報を地域の皆様に還元させていただいております。以上です。

伊場勇委員長 令和6年度についてはどうですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 同様に考えております。以上です。

大井淳一郎委員 もう1点聞きたいのは、報告会は市役所3階の大会議室だったと思うんですけど、例えば場所を変えるなりして何かもう少し広く皆さんに見てもらおうということも、学校とかいろいろあると思うんですが、選択肢はいかがですか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 派遣された中学生の報告会をできるだけ多くの方に見ていただけるように、そのような方法も今後検討させていただきます。以上です。

森山喜久副分科会長 その中学生海外派遣事業の委託料は、このたび100万円増額されていますよね。それは人数が増えるとか、希望が増えるとか、その辺はどういう状況なんでしょうか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 見積りを取ったときに、物価の高騰によって委託料自体が令和5年度よりも多くなったので、その分増額となっております。以上です。

森山喜久副分科会長 今年度は大丈夫だったということで、次年度に対して、それを増やすということの理解でいいですかね。

竹森市民活動推進課市民活動係長 新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして、今年度も予算が足りなかった状況でございます。今年は流用で対応させていただいたので、その分、令和6年度にはしっかり予算を取らせていただいたという形でございます。以上です。

森山喜久副分科会長 あと同じく93ページ、12節委託料の中学生海外派遣事業の下、日本語教室開設委託料とありますが、この説明をお願いします。

西崎市民活動推進課主幹 日本語教室開設委託料でございますけれども、本市におきまして小野田地区に1か所、厚狭地区に1か所、日本語教室を開設しております。現時点で市の国際交流協会が主体で開催しているんですけれども、国際交流協会は本来、外国人との交流事業を行う協会ですけれども、コロナ禍前は世界の料理教室とか、バスツアーとかをやっていたんですけれども、コロナ禍に入ってそういった主要な事業が行うことができておりません。そういった中で、日本語教室も開設しておりまして、事業をやっていたんですけれども、コロナ禍が終わって、そういった主要な事業が復活しておりまして、国際交流協会だけの体力では、なかなか日本語教室の運営が難しくなってきたということでございます。また本市の外国人の人口も最近大変増加傾向にあります。ちなみに言うと、令和4年の3月末が677人だったんですけれども、直近の令和6年2月末では904人まで外国人の人口が増えている状況で、市としまして、そういった多文化共生の観点から、いろいろな事業に取り組んでいかないといけないということで、この教室の開催を市の事業として、運営は市の国際交流協会に行っていただくんですけれども、委託として協会にお願いして運営をしていただこうと、教室を持続可能なものに安定

的なものにしたいという意向があって、今回委託とさせていただいております。以上です。

森山喜久副分科会長 小野田と厚狭で1か所ずつあるということが分かりました。どれぐらいの頻度で教室を開催されているのでしょうか。

西崎市民活動推進課主幹 厚狭の教室が毎月1回日曜日でございます。小野田が毎週金曜日で月に4回だったと思います。

伊場勇分科会長 週1回ということですね。

西崎市民活動推進課主幹 毎週金曜日でございます。

森山喜久副分科会長 その日本語教室の開設委託料で、市で教室を開設していくということに通じて、18節負担金、補助及び交付金の地域日本語教育推進部会負担金が生じたという理解でいいのでしょうか。

西崎市民活動推進課主幹 この18節負担金、補助及び交付金の地域日本語教育推進部会負担金は県に対する負担金です。令和6年度から県でもそういった外国人の、特に海外からの労働者が増えている中で、県でもそういった労働人口が不足している中で取り合いになっていると。県もいろいろな方策を進めているんですけども、県がそういった自治体の日本語教室を補完するようなオンラインの日本語教室を開設するということで、各市町から負担金を集めています。県が、オンラインの日本語教室を開設するための負担金でございます。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）19目、92ページの下ですね。19目から20目の自治会活動推進費と市民活動推進費の21目まで、97ページの上段まで行きたいと思います。

大井淳一郎委員 95 ページ、自治会館の建設の補助金で、待機はあるんですか。この予算で、どれぐらい消化されるんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 令和6年度の予定といたしましては、増改築を1件、修理を5件予定しております。それから、待機につきましては、現在のところ明確に出ているものはありませんが、要望が出ておるところが若干あります。以上です。

森山喜久副分科会長 この自治会館建設補助金のところも踏まえて、今、一方で空き家を活用して、地域コミュニティの維持再生という形で、地域コミュニティのスペース促進事業を空き家対策のほうでもしていますが、その辺で、市民活動推進課と連携はされているのでしょうか。

西崎市民活動推進課主幹 生活安全課が空き家の利活用ということで、新たな制度をつくられるということで、事前に本課とも話があって進んでおります。今、私の情報でいうと、空き家の利活用の制度の中で、自治会館の関係も、要件に含めるということで確認しておりますので、もしそういった空き家等を活用して、自治会の方が自治会館として、整備したいということであれば、生活安全課の補助制度を使っていたきたいと両課で連携して考えております。以上でございます。

伊場勇分科会長 そのほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）次は、23目まで22目の地域づくり推進員と23目の地域交流センター費、101ページの上段までです。

大井淳一郎委員 地域交流センターが公民館から機能が代わった、市長部局に移ったということで結構議会でもすったもんだがあったんですが、その後地域交流センターに代わって、何か変わったことや、反響はどうですか。分かる範囲でお答えください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず、大きなトラブルというものはないということでございます。良いほうの転換ですけれども、コロナ禍がありましたので、実際のところなかなか分かりにくいんですけれども、営利を目的とした団体等を含めまして、徐々にではありますけれども、利用者が増加しているセンターもございます。変わらないセンターもありますけれども、そういった状況でございます。またソフト面におきましても、さっきの地域運営組織ではないですけれども、その地域づくりの支援をしていくという地域交流センターの一つの機能がございますので、その対応もしっかりさせていただいているところでございます。以上です。

大井淳一郎委員 営利を目的とする団体が増えてきているということですが、具体的にどのような団体が入ってきているのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 よくあるケースは、体育館でスポーツ教室等をしている団体がかなりございます。これは一定の会費を取られてやっておられます。以上です。

笹木慶之委員 地域交流センターの中での運営についてお尋ねしますが、これについては、11館で運営しているわけですが、その経費の負担というか、これ11館で何か協議をしながらやっているのでしょうか。例えば、消耗品や庁用器具や、機械器具とかというのがありますが、単独のセンターで希望を出して、市と調整しているのか、あるいは全体的な調整をしているのか。その他についてお尋ねします。

増本市民活動推進課地域交流センター係長 各センターの予算に関してですけれども、予算編成前に各センター長に対して、ヒアリングを行っております。また備品修繕等につきましても、各センターの事業を鑑みまして、各センターから意見を頂きまして、予算を組んでおります。もちろん全

センターにわたるものについては、当課で調整をさせていただきますが、基本的には各センターからの意見を大切にして予算を編成しております。以上です。

森山喜久副分科会長 101 ページ。12 節委託料で、このたび講師派遣業務の委託料 150 万円が新設になっていると思います。この辺の説明をお願いします。

増本市民活動推進課地域交流センター係長 デジタル推進課から説明があったかもしれませんが、令和 6 年度から当課においてスマホ教室を実施していくための経費になっております。以上です。

森山喜久副分科会長 どれぐらいの頻度で行うのですか。11 館全てやるのか、その辺を教えてもらっていいですか。

増本市民活動推進課地域交流センター係長 頻度ですけれども、詳細な資料についてはこれから詰めていくことになりますけれども、一応全てのセンターにおいて、全 4 回もので実施をしていきたいと考えております。この進め方も含めて、デジタル推進課から、今年度の実績のフィードバックや、ノウハウ等も頂きながら、全てのセンターで展開できるように考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 ちなみに講師の方は、1 人なんですか。それともそういった業界とか団体の方とかにお願いするんでしょうか。

増本市民活動推進課地域交流センター係長 講師につきましては、こうしたスマホ教室ですけれども、そうしたものを得意とされる業者に委託を考えております。

伊場勇分科会長 その他。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続いて、132、

133ページですけれども、ここで関係する部分は、18節の負担金、補助及び交付金の人権擁護委員協議会負担金です。それに関わる経費等々がございます。質疑は難しいところもあるかもしれませんが、質疑のある方は。（「なし」と呼ぶ者あり）次、144から147ページの7目総合館費と8目の人権啓発費です。石丸総合館でございますが、よろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、審査事業7番を終えたいと思います。それでは午前中の分科会はこれで終了しまして、午後は1時から再開いたします。教育委員会が所管する審査番号の9番、審査事業の13から再開したいと思います。それでは休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして、総務文教分科会を再開いたします。審査番号9、教育委員会に係る部分について審査を行います。まず、審査事業13、小規模特認校制度導入事業について行います。執行部からの説明を求めます。

長谷川学校教育課長 資料56ページから58ページの小規模特認校制度導入事業について御説明いたします。それでは56ページをお開きください。平成29年度に、市内初の小中一貫校としてスタートした厚陽小中学校につきましては、少人数ならではの温かく、きめ細やかな指導や地域と連携した特色ある教育活動が展開されているところです。同校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに特認校制度を整え、一定の条件の下で転入学を認める小規模特認校制度を令和7年度からの実施に向けた準備を進めるものです。次に、活動指数または成果指標欄を御覧ください。活動指数につきましては、勉強会及び学校見学会の開催回数として、令和6年度は3回としております。これは導

入時に教職員やP T A、学校運営協議会に対する勉強会2回と、児童生徒や保護者向けの学校見学会1回の開催を目標値としております。令和7年度の導入後は、学校見学会の開催を年1回予定しております。57ページをお開きください。予算書では254、255ページになります。令和6年度の支出内訳といたしましては、募集開始等に係る経費、用紙代等の消耗品費1万6,000円と、勉強会等に係る普通旅費として1回につき2,000円の2回で計4,000円と合わせて、総事業費は2万円になります。財源内訳につきましては、総事業費2万円で、全て一般財源となっております。続きまして資料58ページをお開きください。本制度は、先ほども述べましたように、一定の条件の下で、市内のどこからでも、転入学を認める学校選択制の一つとなります。導入校は厚陽小中学校です。導入時期は令和7年4月からの予定です。目的としては、厚陽小中学校では、施設一体型の小中一貫校として、中学生をリーダーとした異年齢集団による活発な活動を行っており、一人一人の主体性、自発性を育む教育を展開するとともに、地域と連携した数多くの取組を行っていることから、その特色ある取組を理解し、希望した子供たちが、厚陽小中学校を選択できることは、教育的効果につながると考えております。一方、厚陽小中学校では、児童生徒数の減少とともに、少人数の固定的な人間関係という課題がございました。そこで、これまでも解消に向けて、小規模特認校制度を検討しておりましたが、今年度の中学生議会において、厚陽中学校の生徒から、全国から生徒を募集するとの提案があり、制度の導入を図るきっかけとなりました。こうした制度を導入することにより、拠点となる厚陽小中学校を中心に地域の活性化にもつながると考えております。今後の具体的なスケジュールについてですが、令和6年4月に、P T A総会や学校運営協議会において、市教育委員会から皆様へ本制度の説明をする予定です。そのうち、6月をめどに、先行事例を持った他市の学校の校長を講師に招聘し、勉強会を2回開くことを予定しています。内容としては、教職員P T A、学校運営協議会を対象に制度を活用した学校運営について1回、教職員を対象に校内の効果的な運用について1回実施し、研究を深めていくことに

しております。その後、学校の取組について、7月に募集を開始し、10月から申請の受付と学校見学を進めていく予定です。12月に希望者面談を行い、審査を行った後に転入学の通知を行い、令和7年4月から小規模特認校制度の運用を開始する予定となっております。最後に、小規模の特色を生かして、市内から厚陽小中学校に通学を希望する児童生徒にとっても、厚陽小中学校の児童生徒にとっても、地域にとっても、効果がある制度と考えておりますので、よりよい成果につながるよう取組を進めてまいります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 小規模特認校制度なんですけれども、勉強会を開かれると。導入先進校長講師ということなんです、現段階で小規模特認校を取り入れている学校、それをやることによって、どのような効果が生まれたか、分かる範囲でお答えください。

長谷川学校教育課長 勉強会の効果ということですが、既に他市において実施しているところです。そのために学校で実際に、小規模特認校制度を導入したことで効果が認められているという話も聞いておりますので、実際の状況、地域への理解、それから市内の小中学校へのアピールの仕方など、そういった研修ができるかなと考えております。

大井淳一郎委員 勉強会自体の効果というよりか、ちょっと質問が悪かったんですけれども、導入先進校の状況を分かる範囲で教えてください。

長谷川学校教育課長 先進校の状況でございますね。例えば、聞いておるところによりますと、地域を挙げてその地域の自然を生かした子供が関わる取組、子供が地域の自然などに触れながら、子供同士の関わりであった

りとか、それから地域との関わりであつたりとかというのを深める取組であつたり、それから放課後に地域の皆さんたちが集まってこられて、その子供たちへいろいろな、放課後の学習塾のような取組のようなこともございます。それと学校の授業の中でも、これまでの固定的な人間関係の中で、育んできた子供たち同士の中に、新たな考えであるとか、関わりがある子供が増えるわけですので、そうした活性化にもつながっているというような話は聞いております。

大井淳一郎委員 地域との関わりというのはコミュニティ・スクールでもこれまでやってこられたけれども、この小規模特認校はそれに加えて、厚陽の方以外の人も入ってくるって新しい風を吹き込ませるというメリットがあるのかなと認識しました。それで全国から募集したらどうかというのは中学生議会の提案なんですけど、実際に、この小規模特認校の対象ですよ。今、市内と言いましたけれども、その対象となる児童生徒はどれぐらいの範囲でしょうか。

長谷川学校教育課長 対象は、現在市内の小中学校に通っている小学生、中学生または入学する予定の児童になります。

笹木慶之委員 関連して制度のことについてお尋ねしますが、例えば、文部科学省であるとか、あるいは県の教育委員会であるとか、あるいは市の教育委員会、あるいは議会の手続、そういったものに対する行政方針というのは特にないんですか。（「マイクに向かって」と発言する者あり）この制度の執行については、先ほどあったように文部科学省であるとか、あるいは県の教育委員会であるとか、あるいはこの本市の教育委員会、あるいは市の議会であるとか、そういったような行政手続の処理は必要でないんですねということを聞いているわけです。

長谷川学校教育課長 国や県への届出等が特別に必要なものではなく、学校選択制の一つでございますので、市として、通学区域を教育委員会で定め

ておりますが、それに加えて厚陽小中学校に通うことができるという制度を選択として加えるものです。手続の仕方としては、市として要綱を作成し、その要綱に基づいて入学ができる、転入学ができる仕組みを考えております。

藤山教育部長 補足ですけども、1月の教育委員会の定例会で、特認校の導入について、教育委員に意見をお伺いして、承認を得たところでございます。以上です。

笹木慶之委員 一応確認しておきますが、今、話がありましたように教育委員会の定例会の中で、小規模特認校の制度を導入するということについて決定をするという方向の中で、これが今進んでいるということですね。

（うなずく者あり）だからその後特段、書類を必要とせず、行政として処理が必要ということですね。もう1点、その中で、この受付が4月から入るということなんですけど、状況を見れば、早く進めたほうがいいんじゃないかと思いますが、それらの準備行為というのはもう進めているんですか。どうなんですか。

伊場勇分科会長 令和6年度は準備期間として、令和7年4月からということですから、その点について、今の質問についてお答えください

長谷川学校教育課長 委員がおっしゃるとおりで、令和6年度はその周知期間になるかと考えております。

岡山明委員 今回小規模特認校という話なんですけど、民間でいくと、生徒がフリースクールに行かれているという状況がありますね。そういったフリースクールに不登校のメンバーがそちらに移動しているという状況の中で、今回小規模特認校制度が設置された、その関連性、こちらは小規模でやるという声があると。民間は民間で、そういうフリースクールの形で進められておるという状況で、今回の小規模特認校の特色として、

民間のフリースクールとはどういう違いがあるか、その辺お聞きしたいんですけど。

長谷川学校教育課長 まず、大きな違いは、フリースクールが不登校の児童生徒を対象にしているものであることに対して、この小規模特認校制度というのは、制度を定めた学校、今回でいけば厚陽小中学校ですが、その学校の教育活動に理解をし、教育を受けたいという子供がその学校を選択できるという制度であるということが大きな違いになると思います。

松尾数則委員 小規模の小学校に通った立場からして、概要に書いてありますが、少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校、今からこの小規模校つくろうとしているときに、県はどう展開されているという思いでいらっしゃるのでしょうか。

伊場勇分科会長 厚陽小中学校の特色だと思います。今からつくろうとしている特色の話だと思いますが、どのようにしていくのかという質問でございます。

長谷川学校教育課長 先ほども申し上げましたけれどここは、小・中学校が施設一体型の学校になります。これまでも異年齢集団である小学校1年生から中学校3年生までが一緒に活動することで、年長者はリーダーシップを発揮する、それから年少者は、関わりながら人間関係のつくり方を大きく伸ばしているところです。そういったところもこの学校の大きな魅力の一つであると考えています。加えて先ほどもう一つ申し上げましたけれど、一人一人の自主性、自発性を育む教育を現在展開しておりますので、一人一人が活躍できるようなそういった魅力を持った学校になっております。そういったところを、この小規模の手厚い環境の中で受けられる学校に通えるようにするというところになります。

松尾数則委員 少人数でやるのは、もちろんメリットがあるかもしれないけど、

デメリットもあるんですよ。当然お分かりと思うんですけど、その中で、他市では成果があったという話もあります。恐らく宇部市あたりの話ではないかなと思うんですが——小野小学校だったかな、ボート部が何かで活躍されて、そういう成果があったという意味だと思うんですが、あらゆる小学校が成果があったという話は宇部市から聞いていないんですがどうでしょうかね。

長谷川学校教育課長 当然ながら、全ての学校でそういった成果も見られるでしょうが、成果がでないところもあるかと思います。本市としては、この中で今、学校が持っているすばらしい実践、これを、ここの学校を希望する子供たちがしっかり受けられる、そういった教育の機会を提供したいと考えておるところです。

松尾数則委員 ぜひとも頑張ってもらいたいですけれども、地域と連携した特色ある指導方法——やっぱり先生もいるでしょうし、もちろん環境も要るんでしょうけれど、どういうことが今頭の中にあるのかをお聞きしたいなと思っています。そうじゃないと人を呼べませんよ。

長谷川学校教育課長 地域と連携したというところではいきますと、コミュニティ・スクールで現在地域と学校がカリキュラムを作成して、教育活動を展開しているところでございます。こういったところを拡大しながら、地域の方たちも、コミュニティスクールして学校の教育活動も活性化するように、また、他市の状況とか研究をしながら、よりよい教育活動が展開できるように研究していきたいと考えております。

長友教育長 補足させていただきます。今年度厚陽小・中学校で取り組んだのが、地域との合同の運動会を実施しております。それまで、地域は地域の運動会、小中学校の運動会分けておったものを一緒に、内容を決めて合同で運動会をして、大変好評だったと聞いております。また、避難訓練においても、地域と学校が一緒に避難訓練をするということで、実施

しております。こういったことを今後も、どんなことができるかというのを探りながら、地域と合同でより効果のある教育活動を展開していくように考えております。

大井淳一郎委員 今言われたことと関連するんですけれども、小規模特認校を導入することによって、他校とのカリキュラムと大きく変わるところがあるのかという点と、6年、3年じゃなくて、例えば4年、3年、2年など、そういう学年の組替えとかもあるんでしょうか。

長友教育長 地域と連携してやる学習につきましては総合的な学習の時間を主に使っております。これが年間70時間です。全部の授業が約1,000時間を超えているので、そのうちの一部ということで学習をしているということになります。それと、もう一つが小中一貫校ですので、学年の区切りをとということがありますが、まだそれについては研究中と聞いております。

大井淳一郎委員 カリキュラムは、総合の時間がほかの学校より多くなるんですか。その辺りも確認したいです。

長友教育長 総合的な学習の時間はどこの学校も大体同じです。ただ、ほかの教科と組み合わせるということで多少違いがありますが、どの学校も地域とか関係した学習を組んでいるところが多いのが実情でございます。

笹木慶之委員 その中で二つほどお尋ねしますが、まず1点は、この特認校の入学が1回認められて——いわゆる学校の変更ができるのかどうかです。一応特認校に転校するとしたけれども、いや、そうは言ってもということでもたまたま学校の変更ができるのかどうか。もう1点は、地域の学校を…
…

伊場勇分科会長 一問一答でお願いします。1回入学されたとき、学校の変更ができるのかということです。

長谷川学校教育課長 学校を転校した後ですが、もし、厚陽小中学校からも転校したいということになりますと自分の住居している校区の学校へ転校するという仕組みになります。

笹木慶之委員 現在の小規模特認校の地域の子供がほかの学校に行けるかどうか。行けないと思うんですけど、その仕組みはどうなんですか。

長谷川学校教育課長 厚陽小中学校の校区に住居している子供につきましては、ここの学校のための選択ということになります。

森山喜久副分科会長 執行部の答弁があったように、地域コミュニティの維持強化と、小規模校の教育活動の高度化の支援という部分は本当進めていただけて、こちらの特認校制度も頑張っていたきたいんですけど、懸念点として、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引がありますよね。その関係で、現状はどうか、これからどういう見込みなのかというのを教えてもらっていいですか。

長谷川学校教育課長 適正規模・適正配置の基準に照らすと、今現在はその該当の学校はございません。今後も当面、該当するところはしばらくございません。

伊場勇分科会長 その基本方針をどうするんですか。そのままで行くということですか。それでも大丈夫ということなんですか。

長友教育長 市の基本方針では、いろいろ条件がありますが、その中に考えるものの一つとして、小規模特認校、それから小中一貫校についても、事前に協議することというところがありますので、それに沿っていると考

えております。

大井淳一郎委員 これは今後のことになるかもしれませんが、特認校ができました。そこに通うまでの足は、先進地なんかを見て、どのように考えておられますか。かなり大変だと思うんですけどね。

伊場勇分科会長 登校についてですね。

長谷川学校教育課長 登校については、基本的には保護者が責任を持ってその学校まで通わせるということになるかと思います。他市の状況でいきますと、公共交通機関を使って通学するというようなこともあるとは聞いております。

大井淳一郎委員 現時点ではスクールバスとか考えてないということですね。

長谷川学校教育課長 現状では考えておりません。

岡山明委員 その生徒の受入れです。これは例えば、交通機関が使える範囲の生徒の受入れとか、先ほど話出たときに全国という話を聞いた気がするんですよ。そういう意味でこの辺に集う生徒たちの親の許可を得て、厚陽小学校はそういう形で自分の子供も預けられると。例えば母子が2人で、学校のために、こっちに転居して学校に通わせるということも、今後進める上で可能性としては——フリースクールのような形の学校に自分の子供も預けられると、そういう形で厚陽小中学校を小規模特認校として進めるという状況でいいんですか。例えば不登校である生徒も受けられるという学校にしていこうという方向性は……（「関係ない」と呼ぶ者あり）

長友教育長 今岡山委員がおっしゃったのは、多様な学びの学校のことであらうと思います。現在のところは先ほど課長が説明しましたとおり、今や

っている厚陽小中学校の教育をさらに、深化充実させるということが目的ですので、ちょっと目的が違うということになります。

岡山明委員 ここに書いているのは、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対して、新たに小規模特認校に移してくれるという話ですよね。教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対して、この学校に来なさいという、こういう導入の事業という形になってですね。不登校という状況で市内の生徒においても、厚陽のほうに行くという、そういう形の進め方なんですけど、今実際に……

長友教育長 先ほど課長も説明しましたとおり、厚陽小中学校の教育に対して理解をして、この教育を受けたいという児童・生徒・保護者が対象となります。

大井淳一郎委員 不登校の中でもいろいろな要因があると思います。大人数のところはなじめないけど、少人数がなら行けるかなっていう子もいるかもしれません。そのときの場合の選択肢としてこの小規模特認校は受皿となり得るという理解でよろしいでしょうか。

長友教育長 あくまでも厚陽小中学校がやっているその小規模特認校が、やはりこの子にはいいんだっていうことであればそういうふうになろうかと思っています。

伊場勇分科会長 これは市内からの転入学ということで、県内、全国と広げなかった理由はあるんですか。

長友教育長 たしかに、中学生市議会では国内からと、全国からっていう話だったと思います。そうすると今、山村留学というのがあるんですが、それをいろいろ調べてみると、山村留学は子供だけが来るんです。住所を動かして、そのために、寄宿舍であるとか何かもろもろの準備がたくさ

ん要るようになります。まだ現状ではそこまでは難しいかなと思ひまして、まずは一番できる、市内での小規模特認校をやってみたいと考えております。

大井淳一郎委員 今、厚陽小中学校は、複式学級にはなっていないですかね。
その辺の確認をさせてください。

長谷川学校教育課長 厚陽小中学校は、現在二学年1学級が複式になっております。来年度も同じ予定です。

伊場勇分科会長 何年生ですか。三、四年生ですか。

長谷川学校教育課長 三、四年生が1学級となっております。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ審査事業13番については以上といたします。続いて予算書に移ります。266ページの10款4項1目の幼稚園費からですね。

大井淳一郎委員 今、埴生幼稚園の定員に対してどれぐらいの園児が入っておりますかね。

桶谷埴生幼稚園長 定員は90名となっております。現在は、年長が4名、年中が3名、年少が6名、年々少が5名の計18名でございます。

大井淳一郎委員 90名に対して18名ということで、今後この埴生幼稚園をどうするかっていうのがこの委員会でもあったと思うんですが、これは園長先生に聞けることじゃないので、埴生幼稚園の方向性についてどのように考えていますか。

藤山教育部長 今、園長が申しましたとおり、現状はそうでございます。埴生

幼稚園設立をするときには、その目的があったと理解しております。目的につきましては、当時の山陽町の会議録を見させてもらったんですけども、やはり当時、子供たちが多かったことに加えて、自衛隊の官舎からの子供たちが多かったということで設立されたようでございます。その目的が今、達せられているのか達せられていないのかですね。達せられていなければ、また、違うのを考えなきゃいけないと思いますけども、まだある程度園児数があります。当面は引き続き運営していきたいと思いますが、やはり目的と照らし合わせ今後考えていかなければいけない事項だと考えております。

大井淳一郎委員 園にその設立の目的があるということは理解しております。

それで今後を考えたときに、多分今の場所もかなり老朽化しているということがありますし、場所の問題がまず1点があります。それともう一つは、幼稚園を維持するのではなくて、例えば認定こども園に移行するとかそういったことも考えられるのではないかと思うんですが、検討状況がもしあればお答えください。

藤山教育部長 今、認定こども園のほうもということで、一応中では検討はしております。まだ具体化まではしておりませんが、あらゆる選択肢を考えていくことで、今後の幼稚園運営を考えていくということになろうかと思います。場所につきましては、今は公共施設を広げていくことが財政的に厳しい中で、やはり別の場所でということは現時点では考えておりません。

伊場勇分科会長 幼稚園費の中で質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次にいきたいと思います。次は250ページから、教育総務費のところの3目の指導研究費までです。

大井淳一郎委員 教育委員についてお伺いします。教育委員で、前回医師の方が辞められて、このたび医師の方が同意されたんですけども、何か医

師という枠があるんですか。

浅川教育総務課長 枠といいますか、新型コロナウイルス感染症があった状況の中で、お医者さんに御相談することもありますので、やはり教育委員に医師の方がいらっしゃると、こちらとしても、とても心強い部分がありますので、その辺を考慮しております。

大井淳一郎委員 その点は私も理解できます。教育委員の役割を考えたときに、やはり政治的中立性というのが求められるかと思います。改選前に、要望書みたいなものが出て、政治的中立性が厳しく問われたことがあります。やはりこういった政治的中立であるべきは、当然教育委員である皆さん分かっていらっしゃるけど、改めてこれを教育委員会の中で情報共有というか、意思統一を図っていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

長友教育長 この件につきましては新委員が就任した1回目の教育委員会の前に研修会を開きまして、そこは徹底するつもりでございます。

笹木慶之委員 251ページでお尋ねしますが、報酬の中で、会計年度任用職員が26人となっている内訳が知りたいです。事務局費の報酬、会計年度任用職員の報酬ですね。

原野教育総務課総務係長 1節報酬の会計年度任用職員の内訳ですが、少年安全サポーターが1名、スクールアドバイザーが1名、教員業務支援員が5名、松原分校のスクールバス運転手が2名、同じく松原分校のバス添乗員が1名、食育支援員が15名、事務補助職員が1名となっております。

伊場勇分科会長 255から257ページの上までです。

森山喜久副分科会長 255ページの24節積立金ですけれど、昨年までは教育文化振興基金積立金があったと思うんですが、このたびありません。説明をお願いします。

藤山教育部長 これは社会教育課のところになりますが、今、社会教育課長兼次長がおりますので……

伊場勇分科会長 答弁できるのであればありがたいです。

矢野教育次長兼社会教育課長 文化振興基金の積立てですが、実際には、基金の歳入のほうで、ページで言いますと、財産収入で44、45ページになります。17款財産収入の2目利子及び配当金の中に、利子と配当金があるんですが、これをそのまま歳出に充当することにしております。今までは一旦基金に積み立てて、積み立てた基金を、増額一般会計に振り替えて使用していました。それが条例上、基金に一旦積むと取り崩せないという条例の内容になっていましたので、今までの運用が違っていたというところで、正しい運用に正したというものになります。

森山喜久副分科会長 こちらには計上されてないけれど、きちんと積立基金としては活用されていくというところでもいいんですかね。

矢野教育次長兼社会教育課長 そのとおりでございます。

伊場勇分科会長 そのほか質疑257ページまで。

森山喜久副分科会長 257ページの18節負担金、補助及び交付金で、このたび英語暗唱弁論大会負担金というのが計上されていると思いますが、こちらの説明をお願いします。

長谷川学校教育課長 英語暗唱弁論大会につきましては、これまでも実施して

きたものです。これを今回公費で賄うということで積み上げたものでございます。

森山喜久副分科会長 今まではどのようにやってきたんですか。

藤山教育部長 学校側のほうで負担をされていたということです。丸く言えばそういう形になります。

伊場勇分科会長 それでは続いて小学校費に入ります。256から262ページの上段ですね。

大井淳一郎委員 259ページの12節委託料のバス運行業務で、これは津布田からのスクールバスだと思うんですけども、バス停のところや家の前とかそういうのはあると思うんで、状況を教えてください。

浅川教育総務課長 路線バスのバス停のところで、乗車、降車していただいております。

大井淳一郎委員 何人ぐらい利用されていますか。

浅川教育総務課長 令和5年度に26名でございます。

笹木慶之委員 261ページの中の負担金、補助及び交付金ですが、青少年劇場公演負担金と巡回芸術劇場負担金の二つについて教えてください。

三藤学校教育課主査 こちらは、国の文部科学省が行う文化芸術による子供育成総合事業というものを山口県と市の共同で主催しておりまして、年に2校ずつ、音楽や伝統芸能に触れるための鑑賞会を実施しております。

笹木慶之委員 それは分かりますが、どんな催しをされるのか、二つはそれぞ

れありますが、分かれば教えてください。

三藤学校教育課主査 令和6年度につきましては、これから授業の選定を行うため未定ですが、令和5年度の実績は、ピアノの連弾を有帆小学校と高泊小学校で実施しております。

笹木慶之委員 巡回芸術劇場負担という劇場、何かこれはどうなんかな、別のものですか。

三藤学校教育課主査 こちらは県のほうで行われているメニューの名称としては、青少年劇場と巡回芸術劇場とございます。ただ、学校がどちらを選んでも、負担金という形で県に支出いたしますので、ピアノの連弾でしたら、巡回芸術劇場になりますが、演劇等を選ばれば、青少年劇場ということになります。

笹木慶之委員 選ばれるまで分からないということですね。

岡山明委員 261ページなんですけど、工事系の請負費の中に、トイレの洋式化というのもあります。今回出ているのが、概要でも小中学校のトイレの洋式化ということで、当初440万円という単位で考えていると。工事請負費の中に小中学校費の中に、トイレの洋式化の金額がどのくらい入っているんですかね。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 小学校費の工事請負費の中にトイレの洋式化が296万円ほど含まれております。これは、小学校で8基ほど洋式トイレを設置する工事費となっております。

伊場勇分科会長 8基はどちらの小学校ですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 失礼しました。須恵小学校2

基、赤崎小学校２基、本山小学校２基、高千帆小学校２基となっております。以上です。

岡山明委員 私もその話をしたときに、やはり１年生ということで須恵、本山、赤崎、高千帆で２基ずつ入っていると。もうすごくうれしい状況なんです。それで、設置の場所ですよ。低学年の教室に近い場所が先に進められるかどうか、それだけお聞きしたいんですけど。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 設置の場所ですが、まず低学年を考えておりますけれども、実際については学校と相談して学校が必要とする場所で選定をしたいと思っております。以上です。

大井淳一郎委員 さっきと同じになるかもしれないけど、２６３ページの上のほうで、工事請負費の内訳ですね、トイレもあったと思います。それ以外のものも含めてお願いします。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 工事請負費の内訳でございますけれども、経常的な工事請負費として７２９万５，０００円。それから、本山小学校体育館の外壁等改修工事で６，２５７万６，０００円。それからトイレ洋式化工事、先ほど申し上げましたが２９６万円。それから高泊小学校の浄化槽関係の修繕、これはスクリーンとポンプを更新する工事です。１３８万７，０００円。それから厚陽小中学校の電話の更新工事で２５３万３，０００円を計上させていただいております。

岡山明委員 工事費なんですけど、屋内運動場の照明器具を今回ＬＥＤに変えていますよね。４，０００万円近い金が出ているんです。これは小中学校で合同なんでしょうけど、これは今回一括でという状況じゃないですね、スケジュールを立てて、何年越しかという形でＬＥＤ化するんでしょうけど、そのスケジュールと最終的にはいつ頃に屋内運動場の照明がＬＥＤ化するか、その辺のスケジュールはどうなっていますか。大まか

で結構なんですけど。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務扱い 屋内運動場照明器具ＬＥＤ更新事業です。

伊場勇分科会長 何ページですか。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務扱い こちらにつきましては、予算書でいうと小学校については、２５９ページの１７節備品購入費、校用器具費の中に含まれております。ＬＥＤ更新事業で言いますと、１，７８２万３，０００円ということで挙げさせていただいております。今後の更新計画でございますけれども、一応水銀灯が設置してある学校について令和７年度までに更新する予定となっております。令和８年度については、多目的ホールに水銀灯が設置してある学校がありますので、そちらを実施する予定としております。以上です。

森山喜久副分科会長 ２６１ページ、１２節委託料で、システム保守委託料が昨年の当初に比べて３倍ぐらいになっていると思うんですよ。その説明をお願いします。

三浦学校教育課学務係長 昨年と比べて金額が上がった理由としましては、統合型校務支援システム保守委託料と社会科のデジタル副読本システム保守委託料が増えたため、昨年度と比較して金額が増えております。

森山喜久副分科会長 令和５年度までやっておった分に、今、統合型と副読本の関係二つのシステムが変わったから、この金額になったという理解でいいですか。

三浦学校教育課学務係長 そうなります。

森山喜久副分科会長 それにあわせて、昨年は電算委託料で３２６万７，０００円。ネットワーク改修委託料で２７７万６，０００円、システム開発で８９０万５，０００円という金額が３種類だったと思うんですよ。それらは全部それが削減された状況で今の副読本とか統合型になったという理解ですか、それとも別のものなのでしょうか。

三浦学校教育課学務係長 委員がおっしゃられたものにつきましては、令和５年度で全て完了しておりますので今年度はかかっておりません。他の委託料としてとしましては、パソコン管理ソフトの保守委託料と、（「もうちょっと大きい声でしゃべってもらえますか」と呼ぶ者あり）先ほどの統合型校務支援システム保守委託料と、デジタル副読本のシステム保守委託料以外では、パソコン管理ソフトの保守委託料と校内ＬＡＮ機器の保守委託料がございます。

伊場勇分科会長 小学校費ではかにありませんか。次、中学校費に行きます。中学校費は２６２ページ。それから、２６７ページの上までですね。一番上のところですね。

大井淳一郎委員 ２６７ページの上の工事請負費、５２７万５，０００円の内訳を教えてください。

熊野教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い 中学校費の工事請負費の内訳でございますけれども、経常的な工事費として３７９万５，０００円。それからトイレの洋式化工事として１４８万円、トイレにつきましては、高千帆中学校２基と小野田中学校２基を更新する予定としております。

森山喜久副分科会長 ２６５ページの１７節備品購入費、機械器具費の２６０万７，０００円の説明をお願いします。

三浦学校教育課学務係長 ＧＩＧＡスクールの生徒用端末の購入費用２４０万

7, 000円と、公務用端末のプリンターの故障した際に購入する金額に20万円になります。

森山喜久副分科会長 GIGAスクールの関係で端末の購入で、実際どれぐらいの数を入れる予定なんですか。

三浦学校教育課学務係長 中学校に関しては40台を予定しております。

森山喜久副分科会長 40台で、金額は幾らなんですか。

三浦学校教育課学務係長 240万7, 000円になります。

伊場勇分科会長 タブレット40台はなぜ購入するんですか。何か故障とかあったんですか。その理由について教えてください。

三浦学校教育課学務係長 自然故障等、また、児童生徒が故意に壊していない場合は市が負担して、それに充てておりますので、その予備機を補充する形で購入を考えております。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では中学校費はないということなので、審査内容の中に入っていないところがありますが、心の支援室の方も今出席していただいておりますので、ページでいうと282ページの青少年健全育成費のところ、心の支援室の担当するところについて、質問がある方については質疑を求めたいと思います。

森山喜久副分科会長 心の支援室の設置場所と配置されている職員体制を教えてください。

佐野学校教育課主幹 市内には2か所の触れ合い相談室を設置しております。

一つは、竜王にあります労働会館の一階、それから厚狭複合施設の中の保健センターの二階でございます。それぞれに小野田の触れ合い相談室には4名、厚狭につきましては2名配置しております。

森山喜久副分科会長　それで、そちらそれぞれ何人ぐらいの方が利用されているか教えてもらえますか。

伊場勇分科会長　児童生徒の利用者数ですね。

佐野学校教育課主幹　令和4年度の段階では、全体像で出しておりまして、それぞれが今すぐには出ませんが、おおよそ10名から15名程度が厚狭、それから30名程度が小野田のほうになっておりますが、週に例えば1回来られる子であったり毎日来られる子であったり様々でありますので、その日、その日で数が増減している状態ではあります。

伊場勇分科会長　心の支援室についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら284から291ページ。

大井淳一郎委員　学校給食について聞きます。先日、うずら卵の事故がありましたが、それを受けて、本市の給食センターの対応についてお答えください。

伊場勇分科会長　事故対応についてです。

和田学校給食センター所長　うずら卵を今まで使った実績がございます。実際に3月は使用予定がございました。4月に使用するような形で献立を考えておりましたが、取りあえず4月につきましては、見送ってほかの食材を使わせていただく予定にしております。

大井淳一郎委員　うずら卵ばかりクローズアップされていますが、あるテレビ

を見ると、丸くてつるつとしたものとか、粘着性のあるものとか、固くて噛み切れないものとか、そういったものにも事故の可能性があると思うんです。一度こういったもののピックアップして、なるべくリスクのないような形にしたほうがいいかなと思うんですがいかがでしょうか。

長友教育長 リスクを回避するというのも大切ですので、その辺りは検討していきたいと思います。あわせて、大切なのはしっかり噛んで食べるのだと思いますので、そういった食事についての指導も徹底していきたいと思います。

森山喜久副分科会長 287ページの給食費の報酬で、会計年度任用職員が昨年までは9人だったと思いますが、このたび17人増えていますよね。その理由を教えてもらっていいでしょうか。

原野教育総務課総務係長 会計年度任用職員が大幅に増えている原因が2点ほどございまして、まず正規職員の退職に伴う欠員を会計年度任用職員で補充するというのがまず1点でございます。2点目ですが、給食調理員については、始業時間が7時半からと大変早い状況にございます。そうになると、例えば子育てをしておられる方、介護をしておられる方、早い時間から勤務が難しいということで、なかなか選んでもらえず、人手不足につながっているという状況がございましたので、もう少し働きやすい時間帯を提供するという意味で、例えば午前のみとか、午後のみとかといったような勤務形態を設定しましたので、延べ人数という意味で人数が増えているという状況でございます。

森山喜久副分科会長 ただ、正規職員が前回は30人だったのが、今回28人になって2人減っているんだらうなっていうのは推測できました。ただ、子供たちに安全・安心に給食を提供するというのは当然のことなんですけど、そちらを正規職員でやらずに会計年度任用職員を増やして対応するのは、教育委員会としても方針的に問題がないということでもいいんで

すかね。

藤山教育部長　これ正規職員も不補充ということで、会計年度任用職員を補充することで、行革の一環で出る経緯がございます。やはり先ほど担当が申しましたように、今回、いろいろな枠を設けなければ人が集められなかったと。委員がおっしゃるように、安心・安全な給食を提供することが第一義ですので、やはりその辺の人数を確保しなきゃいけないということで、今回こういった人数が予算上、増えた形になっております。今後も引き続き、女性正規職職員もおりますし、会計年度任用職と一緒に、センターで安心、安全な給食を提供するというのが、教育委員会の方針でございます。

森山喜久副分科会長　その上で例えば、研修会の重要性とか、そういった食品安全の部分での徹底という部分はきちんとされるということでよろしいですかね。

和田学校給食センター所長　新しい方が来られましたら、衛生管理等しっかりと、栄養士が研修を行っております。また夏休みとかに、一斉に調理員に対しましても研修を行っております。

笹木慶之委員　２８９ページの旅費の中で、費用弁償がどうだか分からないので教えてください。２２８万８，０００円。

和田学校給食センター所長　こちらの費用弁償につきましては、会計年度職員の通勤手当になっております。

岡山明委員　２８９ページの賄材料費ということで、地産地消といった食育に対する教育の部分が必要不可欠とは思っているんですけど、そういった意味で、この賄材料費の中に地産地消という形で予算を組まれるという形が当然出てきていると思うんですよ。それがどのぐらいの単位で、例

えば、何か月に1回は地産地消の食材でメニューを組んでいますよとかの食育教育に関する形を捉えているかどうか、その辺お聞きしたいんですけど。

和田学校給食センター所長 学校給食献立で毎月19日を食育の日としておりまして、いつもよりも多くの市内産、県内産の食材を使うようにしております。

岡山明委員 例えば、地元の花の海がありますよね。ネギとか、山陽小野田市の農産物はあまり使われてないんですか。そうすると、その辺の状況はどうかと思うんですけど。そういう地元の食材を使った食育という形は難しいですか。

和田学校給食センター所長 今言われましたように、ネギは全て市内産を使わせていただいております。特に地産地消のための予算は取ってはいないんですけど、納入業者にもなるべく市内産や県内産を入れていただくようお願いはしているところでございます。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それではないということですので、審査番号の9番は終わります。ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

伊場勇分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。予算書の250ページから255ページ、2目事務局費、社会教育関係のところをお願いいたします。

藤山教育部長 ２５０ページから２５５ページは積立金のところになりますので、それ以外はございません。

伊場勇分科会長 積立金ところのみということなので、次に行きます。２７０ページ、社会教育総務費。２７５ページの上段まで行きましょう。

森山喜久副分科会長 社会教育総務費の２７１ページで、業務で社会教育管理業務、家庭教育業務、人権教育業務、生涯学習推進業務、文化財保護業務で五つ載っていますが、昨年までは八つだったと思うんですよ。女性教育業務と高齢者教育業務、視聴覚教育業務があったと思うんですが、それがこのたびないのはどこかに分散している状況なんでしょうか。

矢野教育次長兼社会教育課長 おっしゃるとおり、三業務ほど言葉的には削除しています。女性であったり、高齢者であったりは変わらず事業としてはやっておるんですが、生涯学習に包含されると捉えていますので、いたずらにその文字を多く羅列するのもどうかなというところから、このたびの事業については五つということで挙げさせていただいております。以上です。（発言する者あり）生涯学習の中でということです。

大井淳一郎委員 文化財審議会のことについてお伺いします。文化財については、日常から議論されているところなんですが、新たに文化財に指定するものとか何かあったのでしょうか。

石田社会教育課文化財係長 現在、新たに文化財の指定をするものについてはございません。

大井淳一郎委員 文化財との関連で聞くんですが、ふるさと文化遺産ってありますよね。あれが今、厚狭の寝太郎ぐらいで止まっているのかなと思うんですが、そちらの指定状況についていかがでしょうか。

石田社会教育課文化財係長 ふるさと文化遺産ですが、現在6冊ほどあります。

6冊の名前としまして、竜王山、寝太郎、小野田セメントと笠井家、高泊開作、山陽道、窯のまちがございます。内容につきましては、令和6年度に新たなふるさと文化遺産を登録できたらと考えております。

大井淳一郎委員 草案は何かあるんですか。

石田社会教育課文化財係長 現在、内容につきましては、まだ構想の段階ではございますが、海岸線沿いにも文化財が山陽小野田市にたくさんございますので、そちらのほうで内容を考えられたらと思っております。

笹木慶之委員 273ページですが、委託料の中で、一番下に学校支援地域本部業務委託料という委託事業があるんですが、これについて教えてください。

柿並社会教育課社会教育係長 学校支援地域本部業務委託料ですけれども、平成24年から学校支援地域本部事業を全小中学校で行っております。学校と地域を結ぶ、つなぎ役というところで地域学校協働活動推進員を委嘱しておるんですが、その方を介して、学校の支援、地域の力を頂きながら、学校づくりを組織的に進めているという取組でございます。学校支援だけではなくて、子供たちからの地域貢献活動とか、地域と学校との協働による取組も進んでおるところでございます。以上です。

笹木慶之委員 各小学校の学校運営委員会がありますよね。委員会にも出席をした中での調整ができていますか。

伊場勇分科会長 学校運営協議会と関わりがあるんですか。

柿並社会教育課社会教育係長 学校運営協議会は、コミュニティスクールを導

入しているとかというお話になろうかと思います。学校支援地域本部事業に関しては、地域教育協議会を各小中学校に設置させていただいておりますが、そちらに関しては、地域からの支援とか、実際の具体的な取組等について御協議いただいている会ということになります。もちろん関係ないということはありませんが、学校運営協議会とはまた別の取組になります。

森山喜久副分科会長 271 ページ、2 目給料で、このたび、多分フルタイムになると思いますが、会計年度任用職員が令和 5 年度は 2 人だったのが、令和 6 年度は 4 人の予定になっていると思います。新規の事業をすとか、そういった形なんでしょうか。

矢野教育次長兼社会教育課長 育休代替職員などが入っての人数の増ということになっております。

大井淳一郎委員 275 ページの 18 節社会教育関係団体特別助成金の中身教えてください。

石田社会教育課文化財係長 社会教育関係団体特別助成金につきましては、市連合女性会、各校区女性会・婦人会、青年団体連絡協議会の 6 団体に助成しております。

笹木慶之委員 275 ページの古式行事保存会の補助金についてです。古式行事保存会の活動については、しっかり継承しておられると思いますが、それに対する市から補助金が出ていますよね。それに対しての事業については、的確に処理できる状態になっているんでしょうか。関連してお尋ねいたします。

矢野教育次長兼社会教育課長 確実に処理できるとは。

笹木慶之委員 古式行事保存会が運営されておりますが、そういった器具の管理がなければ保存会が継続しないんですよ。そういったことに対する管理については十分できるでしょうかということです。

矢野教育次長兼社会教育課長 古式行事保存会行事を発表する等で社会教育課も携わらせていただいて、事務の関係性をもって運営させていただいていると思っています。その中で、会計処理等々を確認するに当たって、この補助金がないと、厳しいというのは重々理解しております。古式行事自体も保存継承していくべきものだと考えておりますので、こちらの補助金については、現状維持か、増額を見据えながら、当面は、現状維持は確保していきたいなと思っておるところです。以上です。

森山喜久副分科会長 社会教育関係団体の特別補助金に戻りますが、先ほど6団体に補助されているという話だったんですけど、昨年と比べて金額が減っていると思うんですよ。それは団体数が減ったのかどうか、説明をお願いします。

石田社会教育課文化財係長 助成金の金額の減額の理由につきましては、この助成金の中で、助成をしております6団体以外にも団体がありますが、実際の交付の状況を見まして、現在助成しております団体のみの金額を計上させていただいております。実績ベースで計上させていただいております。

伊場勇分科会長 社会教育費のところ、総務費はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、274ページから歴史民俗資料館も入りたいと思います。274ページから281ページの上段までです。

森山喜久副分科会長 275ページ、2目図書館費のところの給料で、このたび1人分増えていると思いますが、業務が回らないとか、そういった感じでしょうか。前回までは6人だったのが今回7人になっていると思う

んですが。

増富中央図書館副館長 1名増えたのは、育休で図書館職員が休んでいましたので、昨年度こちらの数が6名でした。昨年5月から育休明けで復帰しておりますので、通常の数に戻っているということです。

大井淳一郎委員 電子図書を私も見られるようにしているんですけど、登録状況はいかがですか。

銭谷中央図書館主査 令和5年3月に市内の小中学生の児童生徒に、全てIDとパスワードを配付いたしましたので、今6,000名程度の登録者となっております。

大井淳一郎委員 本はなかなか容量の問題があるかもしれませんが、最新のものはなかなかアップデートできていないんです。その辺りの状況はいかがですか。

銭谷中央図書館主査 定期的にゴールデンウィークですとか、小中学生の夏休み前とかには新しいものを追加して入れるようには心がけております。今後とも心がけていきたいと思います。

大井淳一郎委員 工事請負費で、エレベーターをこのたび補修するわけなんですけど、場所はそのままで、古いやつを新しいものに替えるという考えでよろしいでしょうか。

矢野教育次長兼社会教育課長 今年度の事業でエレベーターを更新しております。現在の油圧式をロープ式に変更する工事で、3月末で引渡しを受ける予定となっております。

伊場勇分科会長 歴史民俗資料館のことについての企画展については、令和6

年度はどれぐらいのことを予定しているのか教えてください。

若山歴史民俗資料館長 令和6年度は、館収蔵資料をこれまで以上に活用した企画展を四つ開催したいと考えております。まず、今年度も開催したんですが、企画展「絵はがきの魅力」は大変多くの来館者がありました。その後も資料調査を続けておりまして貴重なものも見つかりましたので、絵はがきに使われた写真に注目して紹介をしようと思っております。次に、資料館に寄託されている大田家文書を活用した企画展では、地元に残された記録から郷土の歴史や古文書の楽しさを知ってもらうため、古文書の紹介をいたします。メインとなる企画展は仮タイトルですが、「おもてなし展」というのを開催したいと思います。この展示では、新しい試みとして、古文書とそれに関連する民俗資料を同時に展示したいと思います。古文書に興味のある方、民具などに興味のある方、それぞれの興味の対象が広がるように、展示いたします。今後の来場者増につなげたいと考えています。最後に、発掘された山口巡回展では、県内の珍しい出土品を楽しみながら、市内で出土した資料やその歴史も併せて紹介します。このほかにも歴史講演会や体験教室などを開催し、誰もが歴史を学べる機会とします。以上です。

伊場勇分科会長 例年、小学校の社会見学等々も来られて、それも引き続き積極的に……これはもう受け身ですね。こちらから何かアクションを起こすことをしているのか。

若山歴史民俗資料館長 今年度は、市内の全小学校の見学ですとか、こちらから出かける出前授業のどちらかで、必ず全小学校と連携しております。そのほか、中学校では2校と連携しておりますし、理科大などでも講座をしたりしております。ほかに地域交流センターなどにも行っております。

伊場勇分科会長 歴史的資料が青年の家の二階に保管されていると思いますが、

それについての方向性等について何かお考えがあれば。令和6年度はいかがですか。

矢野教育次長兼社会教育課長　今、青年の家に保管している資料については、残すべきもの、そうでないものの整理はつけている状態です。そちらをどちらに移設するのか、どういった展示をしていくのかは、今、検討の段階でございまして、まだまだ、しっかり練っていかなきゃならないと考えております。

伊場勇分科会長　それでは、次に280ページから津布田会館費、青年の家、青少年健全育成費の三つです。この中で質疑を求めます。

大井淳一郎委員　青年の家なんですが、これは解体する予定なんか。今、どんな状況ですか。

矢野教育次長兼社会教育課長　糸根地区の再整備と絡んだ事業になります。令和6年度につきましては、測量業務が予算化されていると思います。その後については、設計から解体と業務がつながっていくと思うんですが、正確な事業年度というところが、まだ不透明な状態でございます。

大井淳一郎委員　なぜこれを聞いたかという、スマイルエイジングパークとの兼ね合いもあるんですけども、青年の家の二階にはたくさんの文化財が保存されていますよね。これをどうするのかは早急にやらないと大変かなと思うんですが、今どんな状況ですか。

矢野教育次長兼社会教育課長　大変失礼いたしました。二階の解体の時期が迫っているということもありますので、その時期をにらみながら移設場所については早急に検討してまいりたいと思っております。

伊場勇分科会長　まだ決まっていないということですね。そのほかよろしいで

しょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番号１０番を終えたいと思います。次は審査番号８番になります。それでは、職員入れ替えのため休憩いたします。１０分休憩します。５０分から始めます。

午後１４時４０分 休憩

午後１４時４８分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。審査番号８番、審査事業１０、不二輸送機ホール開館３０周年記念事業について説明を求めます。

山本文化会館長 それでは審査事業１０番、「不二輸送機ホール開館３０周年記念事業」について御説明いたします。資料の４３ページをお開きください。まず、事業概要ですが、令和６年度に開館３０周年の節目を迎える不二輸送機ホールにおいて、記念事業として著名人による公演を開催します。この事業の活動指標は記念事業の開催を、成果指標は利用者数として定員の約７割に当たる５５０人の集客を目指すこととしております。事業の妥当性・有効性・効率性についての評価点は３５点です。それでは、４５ページをお開きください。不二輸送機ホール開館３０周年記念事業として、令和７年２月の週休日に、立川志らくさん、立川談笑さんによる落語の二人会の開催を予定しております。これについては、市主催事業開催時のアンケート結果として、やってほしい公演で最も希望が多かった「落語」に着目し、テレビやラジオ番組で著名な立川志らくさん、立川流四天王の一人である立川談笑さんに白羽の矢を立てたところです。現時点、大ホールの定員７４９席に対し、一般入場料を３，５００円に設定する見込みです。なお、当該事業とは別に、５月１９日（日）に「夏井いつき句会ライブ」が、６月下旬の平日に「子ども文化ふれあい事業」の一般向け夜公演が、７月１３日（土）に「アニソン・ファンタジックコンサート」が開催予定で、いずれも「不二輸送機ホー

ル開館30周年記念事業」の冠名を付して実施する予定です。また、予算をかけずに企画展として、開館当初に遡って大ホールで開催した主催事業のチラシ、ポスター等を保管しておりますので、それらを展示し、来館された市民の方が館の歴史とともに、館での思い出を振り返る機会を提供できればと考えております。最後に、令和6年度予算について御説明いたしますので、44ページをお開きください。30周年記念事業の開催費用として、公演業務委託料が210万円、公演に係るポスター、チラシ、チケットの製作費用として印刷製本費13万5,000円、舞台業務委託料が6万6,000円、消耗品費が2万円、公演当日の受付や館内整理などの運営費用として文化会館実行委員業務委託料が1万5,000円、演者のケータリング費用として食糧費1万円の支出合計234万6,000円を計上しております。これに対する財源内訳として、550人の入場料収入として、192万5,000円を充当し、残りの42万1,000円を一般財源としております。説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員会の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この30周年記念事業なんですが、アンケートを取って、「落語」が一番多かったということなんですが、そのほか希望が多かったのはどのような項目だったのでしょうか。

山本文化会館長 「落語」と一緒に「漫才」もございました。あと音楽関係、普段当館でも多くやっておりますが、ミュージカルとか、ジャズを聞きたいとか、そういった御希望もございました。

大井淳一郎委員 入場料収入で、あくまで目標値であって、チケット自体は入るだけ売っていくという形でよろしいですね。

山本文化会館長 そのとおりでございます。

大井淳一郎委員 そのことからすると、今、市民館は2席の間に座ってはいけないというのがあるんですが、文化会館の大ホールは、もうそういった制限はないんですか。

山本文化会館長 新型コロナウイルス感染症も第5類になって以降、そういった席の制限はしておりません。

森山喜久副分科会長 市の主催事業のアンケートということなんですけど、これは令和5年度中に行った事業の中で、アンケートをしたということでいいんですか。

山本文化会館長 当館の主催事業といたしまして、春先に山口県交響楽団のコンサート、8月にピアノマラソン大会、市民文化祭がございまして、12月に少年少女合唱祭というものを行っております。このうちの、山口県交響楽団と合唱祭につきまして、アンケートを取っております。その項目から選んだものでございます。

森山喜久副分科会長 どれぐらいのアンケートがあったんですか。

山本文化会館長 山口県交響楽団で御回答いただいた人数が119名。少年少女合唱祭が45人で合計164人でございます。

森山喜久副分科会長 164人プラス、例えば、ネットとかでこういう事業をしますがどう思われますとかいうようなアンケートをしたわけでもなく、その二つの事業の中でのアンケート集約した結果ということでいいんですか。

山本文化会館長 そのとおりでございます。

森山喜久副分科会長 そのアンケートを集計されると思うんですよ。そのあと、どこで決定されたんですか。

山本文化会館長本 演目につきましては、館内の職員で考えて決めたものでございます。

森山喜久副分科会長 ですから、どこかの協議会とか、協会とか、そういったところは一切関与せずに、あくまで館内のみということでもいいですか。

山本文化会館長 そのとおりでございます。

森山喜久副分科会長 44 ページ、今回、公演業務の委託料で210万円計上されていますが、これはどちらに委託する予定なんですか。

山本文化会館長 神奈川県にあります伝統芸能ナカツボというところをお願いする予定としております。

大井淳一郎委員 当日の委託なら分かるんですけど、この文化会館実行委員業務ですよ。神奈川県って遠いですよ。地元、近隣市も含めて近いほうがいいかなと思うんですが、なぜ神奈川県なんですか。何か事情があるんでしょうか。

山本文化会館長 落語の演目のことですか。

大井淳一郎委員 森山委員が言われた、44 ページの委託料の委託先が神奈川県と言われたので……公演業務が神奈川県ということで（発言する者あり）文化会館実行委員の業務委託料の委託先を教えてください。

山本文化会館長 文化会館開館当初から、文化会館の催しにつきまして、当初は企画までされておったようなんですが、今は実際に文化会館の中の受

付とか、会場内の整理とか、駐車場の整理とかを御協力いただいているという団体でございます。

大井淳一郎委員 今では分からない、イメージがつかないので、もうちょっと具体的に、どういった団体なのか。

伊場勇分科会長 文化会館実行委員会はどういう団体ですか。

山本文化会館長 失礼いたしました。構成は市民の方になっております。メンバーが現在24名、男性がそのうち11名、女性が13名ということなんですが、年齢が40代から、60代、70代の方までいらっしゃるような団体となっております。

伊場勇分科会長 その団体の目的は何ですか。何か活動されているものがあれば教えてください。

山本文化会館長 目的につきましては、文化会館が主催する事業の支援というものでございます。ほかの事業というのは、当館の主催事業の開催のみの活動でございます。

大井淳一郎委員 このイベントのためだけに実行委員会が組まれたと。市民というのがよく分からないんです。ある程度根拠がないと、文化協会の人とか何かそういうイメージかなと思ったんですが、いかがですか。

山本文化会館長 先ほど申し上げましたが、春先に山口県交響楽団のコンサート、夏にはピアノマラソン大会とか、12月には少年少女合唱祭という主催事業がございます。それに加えて、今回、30周年記念事業ということで、改めて委託料を計上させていただいたということでございます。構成につきましては、一般のボランティア、どこの団体に所属されている方ということではなくて、このたびの市の広報紙で募集したところ、

7人ぐらい会員が増えたんですけども、そういった市の広報紙で応募して、御協力いただいているということでございます。

伊場勇分科会長　なので、30周年の事業だからこの実行委員会を立ち上げたわけじゃなくて、元からあって、不二輸送機ホールでの文化的事業について、支援いただいているということですね。

山本文化会館長　そのとおりです。

松尾数則委員　文化会館が30周年記念ということで、こういう行事だけで済ませるのはもったいないかなという気もするんじゃないけど、そのほか考えていらっしゃるんですか。

山本文化会館長　今回、通常にも増して、幸いにも三つの関連事業がプラスアルファでできることとなりました。私が文化会館に行ったときから、職員の先輩方と思うんですけども、開館当初からのポスター、チラシが大事に保管してあることに気づきましたので、先ほども申し上げましたけども、開館当初、こんな催物をしたなというような思い出というか、振り返っていただける企画を併せてやりたいということを考えておるということでございます。

伊場勇分科会長　この落語家のお二人を呼ぶに当たって、これ神奈川県のとこに委託しなきゃいけなかったんですか。直接呼ぶことは無理だったんですか。

山本文化会館長　二人会につきましては、プロダクションの企画でございます。当館もこの業者に限らず、いろいろなお話がある中で、落語を考えた場合に、近隣でも多くの方が来られているような状況でございまして、できるだけ近隣に、最近来られてない方を選んだ中で、この志らくさんを選ばせていただいたということでございます。

伊場勇分科会長 そのパッケージがあったってことですよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）分かりました。入場料が3,500円から550名ということで、これが600名ぐらいになると一般財源が出なくて済むし、逆に300名ぐらいしか来なかったら、一般財源の出が多くなるっていうことでいいですか。

山本文化会館長 そのとおりでございます。

伊場勇分科会長 分かりました。そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）審査事業の10番を終えます。次に審査番号11、事業名は中学生の文化スポーツ活動体制整備推進事業についてです。説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 それでは審査番号11番、「中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業」について御説明いたします。資料の46ページをお開きください。まず、事業概要ですが、令和4年度にスポーツ庁及び文化庁から提言のあった「休日の部活動における地域移行」について、本市でも中学生年代の文化・スポーツ環境の適切な整備を図るため、国や県の動向を踏まえながら、市教育委員会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化協会等と連携し、本市の実情にあったスキームの構築を図るもので、令和6年度については、今年度設立した協議会を、引き続き5回程度開催する見込みです。この事業では、令和8年4月から中学校の部活動のうち休日の活動について地域の団体等が主体的に実施することを目指しており、成果・活動指標を三つ挙げております。まず、一つ目は「休日の中学校部活動における地域移行数」です。令和8年4月からの完全移行に向けて、まずは地域移行ができる部活動から実施していきたいと考えています。二つ目は「中学生の文化・スポーツ活動体制整備協議会の開催」で、令和6年度は5回ほど予定しています。三つ目は、「指導者研修会の開催」についてです。中学校部活動

における地域移行に当たり、最も重要な事案の一つに中学生を指導する指導者の確保があり、そのための研修会を今後は定期的を開催してまいります。事業の妥当性・有効性・効率性についての評価点は33点となっております。それでは、48ページをお開きください。協議会のメンバー、目的、協議事項について説明します。メンバーは、スポーツ協会、スポーツ少年団本部、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、中学校体育連盟、文化協会、中学校文化連盟、小・中学校校長会、保護者、学識経験者、行政関係者から選出された委員17名で構成され、国及び山口県が示す公立中学校の部活動の地域移行の方向性を踏まえ、中学生の新たな文化・スポーツ活動の在り方及び体制を整備することを目的に協議を行ってまいります。協議会での協議事項として、（1）本市における部活動の地域移行方針、（2）地域移行に係る仕組みづくり、（3）生徒、保護者、教職員、文化・スポーツ関係者等への調査、（4）その他目的達成のために必要な事項としております。次に49ページですが、協議会のスケジュール案を添付しております。本年2月に第1回目を開催しており、2回目を3月25日に開催、令和6年度に入り、一部のメンバー入替え後、2か月に一度のペースで計5回の協議会を開催し、本年秋頃には国や県の方針を踏襲した上で本市の方針を示したいと考えているところです。移行後の体制イメージとしては、50ページにあるとおり、市内のスポーツ・文化に関係する様々な団体に、中学校単位又は拠点校と連携し、活動情報の提供を行っていただくとともに、中学生年代の受け入れを拡充してもらう必要があると考えております。また、新たに中学生年代を対象にクラブ活動が創設されることも期待しているところです。これに対し、文化スポーツ推進課や教育委員会としては、施設の利用調整や各学校との調整を行い、協議会では関係団体への助言はもとより、受け皿団体の要件を確認するなど、体制維持に努めてまいりたいと考えております。なお、本市の方針策定に当たっては、51ページにあるとおり、昨年10月に県が公表した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を参考にしたいと考えております。最後に、令和6年度予算について御説明いたしますので、47ページを

お開きください。協議会の開催費用として、行政関係者を除く委員15名分の報償金、1回当たり2,000円の5回分、計15万円を計上しており、その全額を一般財源としております。説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 参考資料の48ページ、山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備協議会ということで、新聞でも見たところなんですけれども、ここで集まって、課題とかを出し合ったんですか。集まって顔合わせぐらいですか。この協議内容についてお答えください。

原田文化スポーツ推進課長 1回目の会議では、2時間を超える会議の時間を設けまして、まずは、今までに出ておる資料を説明させていただき、30分弱になりますけれども、皆さんの意見を一旦伺ったところでございまして、これを踏まえまして、各団体に一旦持ち帰っていただいておりますので、3月25日にもう少し長い時間で再度、まずは課題を収集したいということで進めていきたいと思っております。以上です。

大井淳一郎委員 移行するに当たって課題等が出てきたと思うんですが、現時点でどのような課題が上がってきたのでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 まずは中学校の現状を聞かれて、生徒数がかなり減っておること、この先も生徒数が伸びていかないということをお示しさせていただいたところで、クラブ活動が成り立っていないじゃないかという話がありました。あとは、予算的な、費用の面で、合同で部活動を開催するにおいても、いわゆる移動手段をどういったものにするのか、また、学校の先生が携わらないとなったときの指導者の確保が困難というのが特に多かった意見かなと考えておるところでございます。以上です。

白井健一郎委員 お話を聞かせていただいて、話が抽象的過ぎるんじゃないかと思いました。今、大井委員の質問で、1回目の会合でどの程度話を進められたところ分かりましたが、それにしても、例えば、50ページを見ますと、A中学校、B中学校、C中学校があって、例えば、サッカー部があります。多分、子供の人数が少ないから11人に満たない学校もあるだろうということで、複数の学校でやったらチームができると、対戦相手もつくれるということで、一緒にやろうと思うんですね。そのときにやっぱり場所の確保とか、指導者の確保——指導者の確保で先ほど伺ったのは、学校の先生は基本的に関わるんですか、関わらないんですか。

原田文化スポーツ推進課長 これに関しては、兼職、兼業届を出せば関わることはできるといったことになるんですが、これについては、まだ文部科学省も方針を決定しておらずといったところがございます。方向性としては、現在しておられる先生がそのまま携わろうと思えば、兼職、兼業届を学校に出して認められれば携わることができるというところでございます。以上でございます。

白井健一郎委員 基本的に、先生は、先生の仕事が大変だから、休日、先生に部活の指導に携わるのを辞めていただく、先生も携わりたくないという前提の下に。もちろん熱心な方がいらっしゃると思いますよ。ただし、総体としてはそういう流れがあって、そして地域の方々が支えるという形じゃないんですか。

伊場勇分科会長 希望者の方はそういったものということです。

原田文化スポーツ推進課長 全国的にも先生方にアンケートを取られて結果が出ておるところなんですけど、全体の教員で、現在は全ての競技に携われておられたんですが、その中でアンケートを取られると、今後こういっ

た制度が導入されると、今後も携わりたいという方が15%程度と聞いておりますので、ほとんどの先生方が少し重荷に思っているのかなとは思っておるところでございます。以上です。

白井健一郎委員　それで、代わりの指導者が見つかる見込みですね。今の段階からは、まだ始まったばかりだから分かりませんという返事かもしれないんですけど、その点の見込みはどうなんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長　これに対して、市内のスポーツ団体、スポーツ協会になりますけれども、加盟団体にアンケートを取っております。指導者はおられるんですが、実際に中学生を教えるとなると、指導者の免許が具体的にあるわけではございませんので、これらについて二の足を踏んでいらっしゃる指導者が多いのかなという現状の認識は持つておるところでございます。以上です。

白井健一郎委員　48ページを見てみますと、非常にこのページも抽象的なんですね。話が抽象的過ぎる。例えば、私、陸上競技のコーチとして中学生を指導してみたいという夢があるんですけども、（発言する者あり）これは本当の話なんですけれども、例えば、市民レベルで個人的に昔スポーツをしていたけど、今から中学生に教えたいというときに、どこに行けばいいわけですか。

原田文化スポーツ推進課長　これについては、今のところ、どういう方針にするのか、市のレベルでは今から協議会でつくっていくものと考えております。例えば、指導者になりたいという方を募集した際、何の免許が必要か、例えば、スポーツ少年団に受講する仕組みであるとか、各種スポーツの資格とかがございますので、これらを必要とするのか。それとも、競技を見ていただくだけで結構なのかという、競技の種類にもよると思うんですけども、個々の競技レベルを上げていくのか、それとも見守りでいいのかといった区別もあろうかと思っておりますので、これらについて

今から話していきたいということで、今のところ抽象的になっておるというのは、そういった点からでございます。以上でございます。

白井健一郎委員 今日あまり具体的に落とし込むのも、私も分かりませんので、この程度にしますが、やっぱり話が抽象的過ぎるんですよね。もうちょっと具体的に市民がイメージをつかめるような話を持ってきていただきたいなと思っています。例えば、総合型地域スポーツクラブは、私は一つぐらいしか思い浮かばないんですけど、もう少しあるんでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 現在市内には、二つの総合型地域スポーツクラブがございまして、具体的な名称を申し上げますと、「すげえちゃ高泊」と「出合いちょうクラブ」の2団体がございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 冒頭、原田課長からありました課題の一つとして担い手、指導者をどう確保するかとあります。例えば、先ほどあったような総合型クラブが各地区にあれば全然問題ないかもしれませんが、もちろんない地区がほとんどだし、50ページにスポ少とかいろいろ多様な担い手があるんですが、これが全て機能するかというと、地区によってまだバラバラかなというのが多分大きな課題の一つだと思っています。これについてこれから協議されると思うんですが、どのようにこの課題を解決していくか、検討状況については分かりますか。

原田文化スポーツ推進課長 最終的には、まずは中学生のことを第一義に考えたいと思っています。中学校の生徒が直面しているスポーツ、今ある競技もそうでしょうし、これからアーバンスポーツもオリンピック等でも広がってきておりますので、今はクラブとしてはございませんけれども、こういったスポーツをしたいということであれば、市内の指導者、市外からでも呼んできて、可能であれば開催していきたいということをまずは考えております。以上でございます。

大井淳一郎委員 恐らく、中学生のためにレベルの高いスポーツをしたいなら、そういう環境をつくっていくことが望まれることからすれば、恐らく各中学校の枠組みを外していく形で、ブラスバンドが主体なら、ブラスバンドのレベルの高いところに行くことも考えられますよね。各中学校で固定化するわけではないということですよね。方向性についてお答えください。

原田文化スポーツ推進課長 そういったクラブ、合同部活動も現在あるところではございますけれども、さらに市で一つの部活動をやるというのも当然あるでしょうし、逆にその競技性を求めない生徒もおられると思います。そういう場合は、レクリエーション的な、毎日、スポーツの内容が変わる、例えば、月曜日に陸上をやって、火曜日には野球をやるとか、そういったこともあろうかと思しますので、幾つかできるだけのメニューをまずはつくり上げたいと。その中で、やはり自然淘汰されていくものということを考えております。以上でございます。

大井淳一郎委員 進めていく上で、周南市を見ると、計画みたいのがありますよね。こういうふうには地域移行を進めていくという指針じゃないけど、そういったものも本市でもつくっていくということですよね。

原田文化スポーツ推進課長 先ほど説明させていただいた、今年の秋ぐらいをめどに、本市の方針策定を目指したいと思っておるところでございます。ただ、1点、まだ予算の裏づけが、国、県からも何もおりてきてないというのが現状でございます、この辺りが、先ほど白井委員からの指摘もあるかと思うんですが、抽象的にならざるを得ないといったところの現状でございます。以上でございます。

森山喜久副分科会長 46ページ、活動指標、成果指標とあるんですけど、今実際、中学生の文化活動スポーツ活動はどれぐらいの数があるんですか。

原田文化スポーツ推進課長 スポーツクラブで、全市内の6中学校で48のクラブがあるということを承知しております。文化部に関してなんですけれども、基本的には吹奏楽部だけが対象になろうかと思えます。それ以外には、ボランティア部とか、細かい話をすると英語クラブとか、数クラブあると思っておりますので、全体で50ちょっとだと思っております。以上でございます。

森山喜久副分科会長 ちなみに、今のスポーツ6校で48クラブという話だったんですけど、これで重複しているところ、例えば、サッカーならサッカー、野球なら野球で整理したときあれば、どれぐらいのスポーツ数があるか分かりますか。

原田文化スポーツ推進課長 正確な数字は確認してみないと分かりませんが、20競技程度だなということを考えております。以上です。

岡山明委員 中学校生徒自体の数が減少という状況になって、一つの枠を大きくするんじゃないんですが、市内単位のそういうクラブの形で、指導者も限られていくという形を進める一つの方向性としてはあるかどうかその辺お聞きします。

原田文化スポーツ推進課長 仰せのとおりで、一つは多世代、多様性ということもありますので、競技によっては、いろいろな世代の方、卓球であれば中学生年代だけを受入れる必要はないと。陸上もそうでしょうけれども、多世代の方が一緒に競技をする場面もつくっていいのではないかと思います。一方で、野球に関しては、小学生と一緒にやることはちょっと厳しいだろう。また、高校生も硬式野球に移りますので、一緒にやることは厳しいだろうと思っておりますので、これらについては、この協議会、大きな協議会だけではなくて、競技ごとの分科会を開催する中で、各スポーツ単位、現状を把握した上で構成していきたいと考え

ておるところです。以上です。

岡山明委員 今のお話を聞くと、例えば、野球は中学校のクラブという体系の中で、そういう世代を超えた形のクラブを今後進めていくという形で、それが今回の大きな要因であるということだと思います。

原田文化スポーツ推進課長 まずは、国が出しておる方針としまして、令和8年4月から休日に関する部活動は学校では行わないということになっておりますので、ここをまずは重点的に焦点を当てて行っていきたいと。その中で、平日もカバーできるもの、または、全体を見た中で、全市的にやったほうがいいものがあれば、当然そちらの移行になるかと思っております。以上です。

伊場勇分科会長 全体で話すのも一つですけど、やっぱり特性がそれぞれありますし、どこの中学校も子供が減っているので、部活の種類が減っているのがあるんですけども、そういった大きなユニットと小さなユニットの協議はどういうふうに役割を与えて令和6年度やっていくのか。その辺はいかがですか。

原田文化スポーツ推進課長 メンバーの中には、各学校の中体連、高体連の競技団体の代表の方や、各学校長を代表する校長会の方に来ていただいておりますし、学校の特性も当然あると思っておりますので、それぞれ細かいところ、マクロ的視点でも、ミクロ的視点でも、いろいろ考えながらやっていきたいと今のところは思っております。以上でございます。

伊場勇副分科会長 それでは、審査事業11は終わります。それでは、審査事業12、市民体育館整備事業について、執行部の説明を求めます。

原田文化スポーツ推進課長 引き続き説明をさせていただきます。それでは審査事業12番、市民体育館整備事業について御説明いたします。資料の

52ページをお開きください。まず、事業概要ですが、市民体育館の利用環境向上のため、また、避難所としての環境整備・機能向上を図るため、アリーナの空調設備新設や特定天井対策、トイレの洋式化等を行う予定で、令和6年度については、業者に実施設計業務を委託します。この事業は、重点施策3まちの価値を創る(2)文化・スポーツの振興に該当する事業で、成果指標として、市民体育館の利用者数を挙げております。コロナ禍により令和2年度以降、利用者数は大きく落ち込んでいましたが、ここに来て回復傾向にありますので、引き続き、コロナ禍前の利用者数を超える目標を掲げております。事業の妥当性・有効性・効率性についての評価点は37点となっております。それでは、53ページをお開きください。令和6年度につきましては、大規模改修に向けた実施設計委託料として、3,000万円を計上しており、その全額を緊急防災・減災事業債を充てることとしております。54ページをお開きください。まずは施設の概要についてですが、昭和62年3月の竣工で、築37年目を迎える市民体育館は、アリーナ、トレーニング室、会議室を有しており、バスケットボールやバレー、卓球など屋内競技スポーツの拠点施設として、平日は昼夜を問わず練習利用で、休日は各種大会が開催されております。この度の市民体育館整備事業では、主に三つの大規模改修を想定しております。一つ目が、東日本大震災の後、建築基準法が改定され特定天井の解消が求められているなか、既存不適格となっている現行の吊り天井について対策を施すこととしております。二つ目が、昨今の災害レベルに達する夏場の気温上昇に伴う熱中症対策として、アリーナ及び観覧席への空調設備の導入を予定しております。三つ目が、施設内にある9か所のトイレのうち、7割近くの大便器が和式であること、また老朽化に伴い衛生面において悪臭がすることから、すべての大便器を洋式化するとともに、配管洗浄を含め全面的リニューアルを行うこととしております。55ページをお開きください。この度のアリーナへの空調設備の導入につきましては、現在のところ輻射式冷暖房システムによる空調管理を行うものを想定しております。この輻射式冷暖房システムについてですが、設置事例にあるとおり、設置した輻射パネル内

に「冷水」や「温水」を循環させることで、輻射熱を利用し室内の温度をコントロールする空調整備で、特徴として「放射」「吸熱」による温度管理のため室内をほぼ均一の温度に保つことが可能であること、作動中は無風、無音であること、また清掃などの管理が容易で衛生的であること、一般的なエアコンに比べ電気代が安価であることが挙げられる一方で、イニシャルコストは高額であることから、長期的な運用を見据えた視点から費用対効果について実施設計の段階で検証を重ね、導入システムを決定したいと考えておりますので申し添えます。なお、県内の導入事例として資料掲載の３件を把握しているところです。説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 令和６年度はあくまでも実施設計ということで、設計によっては輻射式冷暖房システムじゃない可能性もあるということですよね。確認です。

原田文化スポーツ推進課長 全体的な費用感を見定めながら決定したいと思っております。以上でございます。

大井淳一郎委員 おおよその答えになると思うんですが、輻射式冷暖房はエアコンよりイニシャルコストに関しては高いということなんですが、どれぐらいなのでしょう。

原田文化スポーツ推進課長 輻射式冷暖房の見積りを取っておりまして、市民体育館レベルで今２億円強という数字が出ております。通常のエアコンであれば、その半額ぐらいかなと思っておるところでございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 それに対してランニングコスト、電気代はどれぐらい削減で

きると見込んでおられますか。

原田文化スポーツ推進課長　４分の１程度になろうかと思っております。以上でございます。

森山喜久副分科会長 あわせて、輻射式冷暖房のシステムの動力は何ですか。

原田文化スポーツ推進課長 動力はあくまでも電気です。

森山喜久副分科会長 これは電気のみしかないということなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 もう1点、検討段階に入った段階なんですけれども、ガスです。都市ガスでもいけるのかなということで、今、電気技師とは相談しているところでございます。以上でございます。

森山喜久副分科会長　都市ガスもですけど、プロパンガスはどうなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 ガスであれば同じ効力かと思っておりまして、都市ガス、プロパンガス——ただ、地震の災害の後と考えると、電気がいいのか、ガスがいいのか、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇その辺りがあるかと思っておるところでございます。以上でございます。

森山喜久副分科会長　今、言われたように地震のとき、要は、ライフラインが遮断されたときの状況の中で、結局、電気が復旧するのが早いのか、都市ガスがいいのか、プロパンガスがいいのか、そういった選択肢があると思うんですよね。それを令和６年度の実施設設計の段階でよく吟味していただいて、よりよいものになるようにお願いしたいと思います。

伊場勇分科会長 プロパンガスは、地震、災害とかについては、もちろんその災害によって危ない状況もあるかとは思いますが、総体的に見て、避難所

になっているところがあるかと思いますが、その辺の考慮はされているんですか。もちろん爆発するときもあるかと思いますが。

原田文化スポーツ推進課長 今からの検討の中で、そういった機能もあるということを踏まえて、検討していきたいと思っておるところでございます。

伊場勇分科会長 災害が多いところを、全部ガスに替えるとか、もう御承知のとおりだと思います。校舎にエアコンを入れるときもいろいろ御検討いただいて、それは庁内で共有できていると思いますし、それについてもしっかりやっていかなきゃいけないっていうところは申しておるところでございます。

笹木慶之委員 今、少し話があったように、そもそもの体育施設の維持整備事業なんですよ。ところが、ひも解いてみると、記載の中で緊急防災減災事業債100%になっていて、その方向性を今聞いているわけです。事業の目的と間接的目的が違っているんじゃないかと思うので、防災に関連するような設計も頭に入れながら取り組んでおるのかということは今あえて聞いているわけです。だから、財源の調達は、これから見ると、主体的には、緊急防災減災事業債100%というフレームが入っているわけよね。それがいいかということを知っているわけ。設計が入るというわけやから。

原田文化スポーツ推進課長 あくまでも、文化スポーツ推進課の所管としては市民体育館を整備する一環の中で検討していった結果、まだ有利な財源が使えるというところがございますので、紐づけとして緊急防災減災事業債をつけたところがございます。ただ、当然要件がございますので、基本的にはそれに即したものを導入してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

笹木慶之委員 事業概要の中にも、避難所としての環境整備、機能向上にあわ

せて図りますということが明言されておるので、今後についてもしっかりと認識した上で対応してもらいたいということです。

岡山明委員 施設の寿命、コストの部分でいろいろ話されました。県内も山口市、下松市、宇部市と。物すごく良ければ、もうちょっと多いかなと思ったけど三つしかないという状況で、クーラーの寿命、輻射熱冷暖房エアコンの寿命というのは、今後考えた上でどちらが有利か、その辺どう思われますか。

原田文化スポーツ推進課長 まず、導入事例についてでございますが、もともとエアコン、空調設備を入れているアリーナはまだまだ少ない状況でございます。入れておるところとしては3例、この空調システムでもあるといったところと、通常のエアコンを入れている体育館も複数ございます。ただ、まだまだ量は少ないのかなと思っておるところでございます。全国的に見ますと、輻射式冷暖房の導入事例も、まだ100ぐらいだと思うんですけども、最近のシステムになろうかと思いますので、徐々に増えてきているのかなという感想でございます。それと、寿命についてでございます。通常のエアコンは耐用年数で考えると、10年弱、8年程度なのかなと思っておるところでございます。こちらの輻射式冷暖房に関しては、基本的には銅管になっておりまして、腐らない。基本的にはその中に水ないし温水を通していくことになりますので、大元の圧縮するポンプなりは耐用年数がありますけれども、それ以外のことにしましてはかなりの年数もつのではないかということは把握しておるところでございます。以上でございます。

岡山明委員 今のお話聞くと、エアコンと輻射式冷暖房で、最初は2億円と1億円では半分の金額でしょうけど、あとは、電気代とか使用料でいくと4分の1という話になると、寿命としては倍ぐらい使うとなると、輻射式冷暖房は物すごく有利と私は思ったけども、実際は県内に三つしかないという状況で、この図面を見てもらうと、輻射熱冷暖房の施設をつけ

ると、部屋自体が狭くなる、輻射熱のシートで場を取っているんじゃないかと。冷暖房のヒーターのパネルを設置することで、施設自体が狭くなるということはないですか。

原田文化スポーツ推進課長 東西南北、四方にこのパネルを置く必要がございますが、壁から見ると、１０センチメートル程度出っ張る程度かなと思っております。市民体育館で考えますと、機能といたしましては、１階にロールバック、可動式の客席がございます。１，０００席程度なんですけれども、こちらをつけてしまうと使えなくなってしまう、そちらは使えないという状態になろうかというところがございます。以上でございます。

岡山明委員 もう一つなんですけど、今回、特定天井で国からそういう指摘をされたということであるんですけど、今回、電球をＬＥＤに替えますよね。その辺の絡みと今回の天井の変更がどうなっているかお聞きします。

原田文化スポーツ推進課長 ＬＥＤに関しましては、今年度、もう実施済みでございます。もう既に終わった事業でございます。特定天井ですけれども、今おっしゃった電気に関しては、直接当たるところではないと考えておりますので、影響はないと思っております。手法として、幾つか天井対策に関してはあるかと思っておりますので、その中で一番何が最適かというところを今後設計の段階で決めていきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 輻射式冷暖房システムは結構専門的な感じなんですけど、これは山口県内で導入されていますが、仮にこれが決まったら入札に掛けられるものなんですか。

原田文化スポーツ推進課長 おっしゃるとおりでございます。

松尾数則委員 避難場所になっている体育館アリーナ、恐らくかなりあるはずですね。これらはいずれ皆、こういった空調とかそういった環境を整備していけるんですか。

河田総務課長 市の防災の観点の御質問でございますので、防災を主管しております総務課からお答えさせていただきます。避難所、避難場所の違いを少し御説明させていただきますと、避難場所と申しますのが、例えば、大雨のおそれがある台風が近づいているときに、その危険から避難していただくために避難していただく場所。避難所と申しますのが、今も能登半島の地震でもそうですけれども、御自宅が被害を受けられて、御自宅に戻れない方にお住まいの場所として、生活の場所として提供する避難所、この二つがございます。幸いにしまして、本市では避難所とした運用はございませんので、避難場所として、大雨が降っているとき、台風のときに避難場所を開設するわけでございますけれども、その災害の状況や接近する雨の状況、台風の状況とかも考慮しまして、できる限り空調が整った施設を開設していくという手法を取っております。御質問の、こういったアリーナ等に空調がないかというところでございます。仮に能登半島地震のように長期間滞在していただくということになりましたら、事前に設置するという手法もございますけれども、災害が起こったときに、その避難所が開設できるかどうか勘案しながら、建物の安全性、地震が起きた場合に開設できるかどうかそういったところも勘案して、避難所を選定して開設し、そこに必要なものがあれば、例えば空調等が必要となれば、民間の事業所と連携協定を結んでおりますので、外づけ型の空調機を持ってまいりまして、その建物の空調をしていくというような手法を考えております。それぞれ所管をしております施設でございますので、総務課が防災面で設置していくということは今のところ考えておらないと、別の手法で対応

していくと考えております。

松尾数則委員 例えば、体育館とかアリーナとか、結構大きな面積になりますよね。外づけの空調で対応できると思っているんですか。

河田総務課長 実際に、そういったものを用意している展示会にも赴きまして、そういったことが頼れる機械をメーカーからも御提案していただいたり、実際に見学したりして、確認しておるところでございます。

松尾数則委員 そうすると、体育館、アリーナとか大規模の避難場所には、今後そういった環境を整備するようなものはつけないという判断なんですか。

河田総務課長 縦割りで大変申し訳ないんですけども、防災面として、避難所、あるいは避難場所として指定させていただいておるのが、それぞれの施設管理されておるところのものをお借りするという立場でございますので、そこに積極的に防災面から設置するということの予定はございません。このたび、設置していただけるということでありましたら大変助かるというところでございますので、それぞれ所管されているところでの御判断というところで御理解いただければと思います。

大井淳一郎委員 先ほど動力のことで話がありました。やはり一般的に災害が起きて復旧が一番早いのはプロパンガスだと思います。その次が、都市ガスか電気かという感じなので、復旧の具合からすれば、メリット、デメリットもあるし、緊急防災減災事業債を使っていることからしても、災害が起こった後の避難所としての位置づけも考えなきゃいけないので、そういった動力も電気ありきではなくて、三つのやり方をちゃんと比較検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 それについては、今の意見を参考にさせていただきながら進めていこうと思います。以上でございます。

岡山明委員 トイレも避難所としての役目を機能しなさいという状況で、数が男女四つ四つという状況で、男女の使用率も違うと思うんですよ。女性用トイレも、今回は避難場としての前提の下で改修されるという状況ですから、女性側のトイレの数を増やしていただきたいと。今から設計段階になるでしょうから、女性用トイレの基数を増やしていただくことも今後の検討課題として入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

原田文化スポーツ推進課長 今のところ、全部で9か所トイレがございまして、身体障害者のトイレも含めてというところになりますけれども、個数に関しては、今のところ通常利用されているお客様から要望等が出ておりませんので、今のところは同じ個数を設置しようと思っておるところでございます。以上でございます。

岡山明委員 避難所という前提の下で、今後設計の部分で検討していただきたいをお願いします。

伊場勇分科会長 質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑がないようなので、予算書に行きます。100ページから行きます。文化振興費の24節から26節、文化会館まで行きます。

大井淳一郎委員 103ページのかるた教室事業委託料なんですが、令和6年度の取組についてお答えください。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 令和6年度のかるた教室事務委託料につきましては、かるた教室を37回とかるた大会1回を予定しております。以上になります。

大井淳一郎委員 前年度に比べて増えているんですか、減っているんですか。
対象が広がったのかについても、お答えください。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 前は28回でした。来年度につきましては、37回ということで、9回分増えております。幼児かるた教室が9回分増えております。以上になります。

笹木慶之委員 103ページの12節委託料の中で、下から2番目、送迎業務委託料というのが組んでありますが、どのようなことなんでしょうか。

別府文化スポーツ推進課文化振興係長 子供文化ふれあい事業で、不二輸送機ホールに市内の小学校6年生を一斉に集めて公演を予定しております、バスの送迎代になります。以上です。

森山喜久副分科会長 103ページ18節負担金、補助及び交付金の一番下の事務費等の負担金65万5,000円の説明をお願いします。

山本文化会館長 先ほど、30周年記念事業の中で、アニソnfantaジックコンサートについてお伝えしたと思います。これにつきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演事業を活用するものでございまして、入場料につきましては50%ずつ、市と財団で分配するとなっております。この度、アニソnfantaジックコンサートでは、館の749席のうちの大体70%の集客があると見込みまして、大人1人2,500円の524人と想定して、131万円を考えております。その2分の1の65万5,000円の負担金ということでございます。

大井淳一郎委員 アニソnfantaジックコンサートを選んだきっかけは何でしょうか。

山本文化会館長 先ほどもございましたが、宝くじの文化公演事業につきまし

でも、プロモーターというかプロダクションからの企画が多くございました。これにつきましては、もう一つ、ジブリの音楽とアニソンファンタジックコンサートを応募いたしまして、財団から当市についてはアニソンの事業であると決定した経緯がございます。これにつきましては館の職員で、どの事業がよいかという中で決めたものでございます。

大井淳一郎委員 文化会館については中長期的に整備していくんですが、令和6年度の修繕計画についてお答えください。

山本文化会館長 令和6年度につきましては、大ホールの舞台上の屋上防水シート of 貼り替えを計画しているところです。今年度につきましては、ロビーやホワイエの屋上部分を改修したんですが、次年度については、大ホールのステージ上というものを計画しております。

森山喜久副分科会長 ちなみにその工事をする時期はどの辺でやられるんですか。

山本文化会館長 今考えておりますのが1月または2月ぐらいと思っております。と申しますのが、2月の大ホールの使用を見てみますと、御利用が少ない時期ということもございまして、2月の時期に貼り替え工事をしたいと今思っているところでございます。

森山喜久副分科会長 先ほど言われた不二輸送機ホールの開館30周年の事業を2月にされるという話だったじゃないですか。それとは別に5月、6月、7月にそれぞれ30周年関連の事業をするという部分で、どの間にするのかと思ったんです。されるにしても30周年記念事業には支障のない時期に完成するというイメージでよろしいですか。

山本文化会館長 今2月を予定しておるとお伝えいたしましたが、工事の作業につきましては、月曜日から金曜日までと、普通のウィークデーという

か、土日に作業がない時期でございますので、当然工事に差し支えがないように日程を組んでおるつもりでございます。

笹木慶之委員 市民館費と文化会館費で確認しますが、105ページで、市民館は設備保守、音響照明で予算が取っておりますが、文化会館については設備保守と音響照明と施設管理という三つになっています。これの変更というか、どのような比較は違うんでしょうか。意味が分かりますか。同様の管理をするんだけど、どのような委託をされているのかということを知っているわけです。

伊場勇分科会長 文化会館費には委託料として施設管理委託料が963万5,000円あるけども、市民館にはないけれどもどうなんだということですね。

山本文化会館長 文化会館につきましては、大変大きな施設で、ビル管理が必要な施設となっております。この施設管理料につきましては、空調とか給排水とか、そういった設備をお願いするということで、ビル管理の資格を持った業者に委託しているというところでございます。

笹木慶之委員 もう少し具体的に教えてください。ですから、一般的な設備保守の関係と音響照明の両者の違いをもう少し説明できますかね。いわゆる設備保守と施設管理の違いがよく分からないんだけど、大丈夫ですか。

山本文化会館長 施設管理につきましては、ビルの管理の資格がある業者ということで、設備保守につきましては、例えば、エレベーターの保守とか、電気設備の保守とか、あと空調で冷温水機という機械を使っておりますが、そちらの機材の保守、消防の点検とかを踏まえたような予算になっております。

笹木慶之委員 だから設備保守の中には消防に関する設備は入っていないんで

すよね。

山本文化会館長 設備管理委託料につきましては、ビル管理の資格を持った業者に委託しております。設備保守委託料につきましては、いろいろ内訳がございまして、例えばエレベーターの保守管理、電気設備や空調関係、あと先ほどございましたが、消防設備の点検につきましても、この中に含まれておるというものでございます。

伊場勇分科会長 今のところで、施設管理委託料が入っている理由は、施設が大きいからビル管理委託をしなきゃいけなくて、そのために施設管理委託料として、委託しているということなんですか。そこをはっきり言ってください。

山本文化会館長 そのとおりでございます。

伊場勇分科会長 分かりました。建物の大きさによって変わるということですね。それでは次に１０６ページから、きららガラス未来館からスポーツ施設費、１１１ページの上段まで行きたいと思います。

岡山明委員 きららガラス未来館の費用の中に、CLASS GLASSの推進事業の分がどうも入っていないみたいなんです。どこの部分に入っていますか。

原田文化スポーツ推進課長 後ほど出てきます２１６、２１７ページ、商工費に入っております。以上でございます。

伊場勇分科会長 そこはまた後でやりますので、よろしくお願いいたします。

森山喜久副分科会長 １０７ページ、２８目スポーツ振興費の報償費、講師謝礼で１５１万５，０００円とありますが、これの説明をお願いします。

原田文化スポーツ推進課長 今年度、シンポジウム開催事業の講師ということで、県を通じて補助金を取っております。今、日程調整中でございますので、まだ最終確定ではございませんが、石川佳純さんを招聘しまして、講師をしていただく予定です。先ほど申しました中学生の部活動の地域移行に絡めようと思っておりますので、石川佳純さんの講演とその専門家、他の中学校の部活動の地域移行の先進地から招聘したいと。それらのトータルが150万円程度の講師料といったところでございます。以上でございます。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございますか。パラサイクリングはここでもいいんですか。（うなづく者あり）来年はパラリンピックがあるということで、しっかり本市が応援していますから、担当課として活動についてはどの程度の予算を使って何をするのか教えてください。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 スポーツ振興費に予算として計上しておりますが、まず、18節負担金、補助金及び交付金、109ページの18節キャンプ地誘致推進事業補助金ということで、本市での合宿誘致に向けて今調整中です。パリのパラリンピックが8月末ということですので、その前、6月もしくは7月に合宿に来ていただけるよう、レース場含めて調整中となっております。来ていただいた際には、市民との交流事業ですとか、前回の東京パラリンピックの際に行いましたような壮行式を含めて盛り上げていきたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 111ページ、サッカー交流公園指定管理委託料なんですが、これについてはレノファ・アクティオ共同体がやっているということで、単なる貸館ではないよということで、独自性を出していくよということだったんですが、実際、今年度、来年度に向けてもいいんですが、レノファ・アクティオ共同体に変わって、がらっと変わったようなことがあ

ればお示してください。

原田文化スポーツ推進課長 サッカー場に来る仕組みということで、専用のホームページを開設していただいたのと、各種イベントを毎月やっていたいておって、一つは秋口にオータムフェスということで、大きなイベントをやっていたいたと思っておるところでございます。これに関して、さらにレノファ・アクティオといったところになりましたので、レノファの監督も変わったということで、今シーズンに入ってから、いわゆるトレーニングマッチの開催や、ファンサービスを行う期間をかなり多く取っていただいておりますので、こちらに来られるお客様が増えておるのかなといったところでございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 天然芝の整備なんですけれども、レノファ・アクティオ共同体に替わって、実際にやられているのはレノファ・アクティオ共同体の中の会社ということでよろしいでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 天然芝の管理につきましては、再委託されておりまして、東洋グリーン株式会社に再委託されて管理されております。以上でございます。

大井淳一郎委員 それとあわせて、サッカー交流公園で指定管理をしているレノファ・アクティオ共同体の中の運営する人は、地元雇用も注意してくれということがあったんですが、実際に地元の方を雇用されているんですか。

原田文化スポーツ推進課長 宇部市の方もおられるんですけれども、市内の方も雇用されておりますし、基本的にはこちらにいらっしゃる方はこの近隣で採用された方のみでございます。以上でございます。

森山喜久副分科会長 1 1 1 ページ、1 7 節備品購入費 3, 2 4 7 万 8, 0 0

0 円の内訳を教えてください。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 体育施設の L E D 化、L E D の導入が主なものとなりまして、それ以外にも通常の備品購入等も当たっております。ちなみに、体育施設に係るところにつきましては、L E D が 3, 2 1 7 万 8, 0 0 0 円。あとサッカー交流公園でも備品等の購入がありまして、1 8 1 万 8, 0 0 0 円。それ以外は、体育施設等の備品購入となります……（発言する者あり）備品購入費 3, 2 4 7 万 8, 0 0 0 円の内訳ですね。体育施設の L E D 照明化が 3, 2 1 7 万 8, 0 0 0 円、続いてサッカー交流公園の公園内の街灯 L E D 化が……私が見ておいた資料が間違っておりました。その中に、体育施設のものとはサッカー交流公園の L E D 化を含んだ金額となっております。

森山喜久副分科会長 L E D 化で、去年の分でいえば、かなり減額になったと思うんですね。このたびはその辺の見積り、予算組立てのときの状況は、去年と一緒なんですか。それともまた変えたという形なんでしょうか。

伊場勇分科会長 このたび補正で大分 L E D の部分が減になっていました。

原田文化スポーツ推進課長 今年度につきましても、物価高 1. 2 倍と、さらに 1. 2 倍を掛けておりますので、1. 4 4 倍の見積りから算出しております。これに関しては、前回も申し上げたんですけども、まだ建設部から入札に当たって、1. 2 掛ける 1. 2 をするようにということで言われましたので、我々としては、その額を上げさせていただいておるところでございます。（発言する者あり）来年度以降はもう落ち着くと思うので、このようなことはないと思うんですけども、入札が不執行になることを想定して、ある程度膨らませてということで取っておるところでございます。以上でございます。

伊場勇分科会長 それでは、216、217ページ、商工振興費、ブランド運営委託料について。

岡山明委員 CLASSGLASSの状況を聞きたいです。

伊場勇分科会長 令和6年度はどのように参加されているのか。

岡山明委員 おのだサンパークと萩と東京で3か所やっていますよね。その分の状況はどうだったかと。

伊場勇分科会長 今年度の状況でいいですか。

岡山明委員 昨年度と今年度の状況はどうかということで、令和6年度はCLASSGLASSの開催はないですね。

原田文化スポーツ推進課長 多分、現代ガラス展のことをおっしゃっているのかなと思っております。現代ガラス展は3年に一度でございますので、来年度はございません。令和5年度でございます。

岡山明委員 昨年度は3回開催していますよね。今後進展するかどうかその辺の絡みでお話を聞きたいです。

伊場勇分科会長 令和6年度のCLASSGLASSの取組推進事業について教えていただきたい。

原田文化スポーツ推進課長 CLASSGLASSについては、あくまでも市がブランド化したガラス製品の販売を一つ目的とした事業でございますので、これについては引き続き行っていく予定としております。今年度予算ではございませんけれども、現代ガラス展につきましては、確かに今年度3か所しておりまして、基本は山陽小野田市のおのだサンパーク

と萩市の県立美術館、東京上野の森美術館ということで、特に東京に関しましては、先週終わったところでございます。5日間の開催日程で、2,500人を超える来場者があったところでございますので、これに関してもかなり成果があったと考えております。この3か所はできるだけ必須でやっていきたいと思っておるところではございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 CLASSGLASSの関連ですけれども、きららガラス未来館の指定管理のところも話がありましたけど、指定管理者が変わったりして、長年功績された方がもしかして外れるんじゃないかということで、このCLASSGLASSに何か影響があるんじゃないかと懸念するところなんですけど、いかがでしょうか。

原田文化スポーツ推進課長 今仰せの方も、CLASSGLASSとしてはお入りいただいた状態で運営をする見込みでございます。今年度は確かに小野田ガラスと委託契約を結んで事業を進めてまいりました。来年度も今のところはその予定ではございますけれども、今後、株式会社小野田ガラスがいいのか、それとも、他のリーディングカンパニーに入っているのかがいいのかということも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、あくまでも市のガラスアートブランドとしてCLASSGLASSの運営は行っていきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 今の答弁を聞いていて、あれっと思ったんですが、CLASSGLASSを展開していくのは、小野田ガラスともう一つ別の会社をおおわせることがあったから、競争させるんですか。間違いがあったら教えてください。

原田文化スポーツ推進課長 今のところ具体案は持っていないんですけれども、CLASSGLASSを立ち上げた際に、これは三越伊勢丹に手を挙げ

ていただいて、三越伊勢丹と二人三脚でCLASSGLASSという名称やデザインをつくったところでございます。いわゆる、販売にたけたリーディングカンパニーがおられたら、そちらにお願いするということも当然あるかと思いますが、今のところは株式会社小野田ガラスとやっていくべきかなといったところで進めておるところでございます。以上でございます。

白井健一郎委員 CLASSGLASSですけれども、ブランドを維持するために、毎年毎年こうお金をつぎ込まなくちゃいけないんですか。その点をお聞きしたい。

原田文化スポーツ推進課長 こちらに関しては、将来的には自立を促したいと思って今は動いておるところでございます。以上でございます。

伊場勇分科会長 そのほか、大丈夫でしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、審査番号8番が終わりました。執行部の入れ替えがございますので、休憩いたします。午後4時25分まで休憩いたします。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 開会

伊場勇分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号11番、ここには審査事業がございます。審査事業の6、電子入札導入事業について説明を求めます。

藤岡監理室副室長 それでは、審査事業の6、電子入札導入事業について御説明いたします。予算審査資料の25ページをお開きください。本市では、現在、入札参加者が指定の日時に来庁して行う、従来どおりの紙入札を行っておりますが、入札参加業者は入札に参加するための移動時間や待

ち時間、交通費、人件費等のコストがかかる上、記載ミス等により、せっかく行った入札が無効になるなどのリスクも抱えております。また、私たち入札執行者側におきましては、入札会場や来庁者用駐車場の確保、当日の進行調整などが必要です。これらの負担を軽減し、建設業界のデジタル化を推進するため、市長部局と水道局が執行する建設工事と建設コンサルタント業務委託に係る入札について電子入札システムを導入します。なお、県内におきましては、山口県のほか下関市、山口市、宇部市など7市が既に導入済で、令和6年度には美祢市も導入を予定しております。それでは、事業内容について御説明させていただきますが、その前に、まず、現在の紙入札の流れが電子入札システムを導入することによりどう変わるか、簡単に御説明いたしますので資料の27ページを御覧ください。左側が、建設工事や建設コンサルタント業務委託の入札で一般的な指名競争入札の現在の流れになりますが、指名通知から落札決定まで、令和4年度までは仕様書の配布から入札・抽選まで最高5回、令和5年度からは市のホームページからデータのダウンロードができるようになってからも入札と抽選の2回は来庁する必要があったのが、右側の電子入札システム導入後は、全てインターネット回線を通じて会社の事務所や自宅からできるようになります。次に電子入札システムのサービス内容について簡単に御説明しますので28ページを御覧ください。電子入札システムは次の三つのサービスにより構成されます。一つ目は、国の外郭団体である一般社団法人日本建設情報総合センター（通称JACIC）が大手システムベンダー6社と共同開発した「電子入札コアシステム」という、名前のとおり電子入札の核となる汎用性のあるシステムで、これは私たち発注者も入札参加業者も、法人又は個人事業主を特定するための専用のICカード及びそれを読み込むための専用カードリーダーがなければ利用できません。二つ目は「入札情報公開システム」という、入札公告や閲覧用設計書のダウンロード、入札結果の確認や閲覧を行うシステムです。そして三つ目は、電子入札参加業者など電子入札システム利用者の問い合わせ窓口となる「サポートセンター」。これら三つのサービスをひとつの「ポータルサイト」として連携させ、市の

ホームページからアクセスできるようにするためのシステムの構築をプロポーザル方式で業務委託します。なお、本システム稼働後、市ホームページ上に表示される「電子入札ポータルサイト」には、「入札結果の閲覧」など、どなたでも入ることのできるサイトと、先ほども御説明したとおり、専用のＩＣカードを使わなければ入ることのできないサイトがあり、一般市民の方が誤って入札に参加することがないように仕組みになっております。また、指名競争入札であれば、たとえＩＣカードを持っていたとしても、指名されていない業者は入札に参加できない仕組みになっております。それでは、支出内訳について御説明いたします。資料の２６ページをお願いします。まず、システム開発委託料の３１９万円は、電子入札システムの初期導入費用を計上しています。次に、システム利用料の２０４万５，０００円は、ＪＡＣＩＣが管理運営する電子入札コアシステムの初年度利用料５２万３，０００円と、システムベンダーが管理運営する電子入札ポータルサイト３か月分の利用料１５２万２，０００円になります。続きまして、消耗品４０万円の主なものといたしましては、電子入札コアシステムを利用するためのＩＣカードとＩＣカードリーダーが監理室使用分２セットと水道局使用分２セット、合わせて４セットで２７万１，０００円のほか、入札参加者に配布する設計図書データのアップロードや入札参加者から提出される内訳書データのダウンロードに使用するＵＳＢメモリやウイルス対策ソフト購入費等の事務用品購入費になります。続きまして、機械器具費の３３万円は、電子入札システムをインターネット回線で使用するためのパソコンを２台購入する費用です。続きまして、通信運搬費の２万６，０００円は、建設工事や建設コンサルタント業務に入札参加登録している業者のうち、指名する機会の多い市内業者、準市内業者、県内業者等約３００社に対し、電子入札導入の周知と、導入に伴う説明会開催の案内を送付するための郵便代を計上しております。引き続き財源内訳について御説明いたします。国庫支出金２９９万５，０００円は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（補助率２分の１）の充当を予定しております。また、その他財源といたしまして、水道局からの負担金５７万８，０００円を見

込んでおります。なお、負担金につきましては、県内他市の例に倣って入札件数割としており、令和6年度につきましては、令和4年度の実績（市長部局113件、水道局27件の計140件）をベースに、国庫支出金を差し引いた299万6,000円の140分の27（率にして約19.3%）の57万8,000円としております。最後に今後のスケジュールについて御説明いたしますので、資料の29ページを御覧ください。電子入札システムの整備につきましては、令和6年度予算成立後、速やかにプロポーザルによる業者選定手続を行い、6月上旬の契約を目指します。システムベンダーとの契約後、約6か月間で「システム構築、セットアップ、職員の操作研修、運用準備、模擬入札による実証実験等」を行ったうえで、令和7年1月1日以降に入札公告または指名通知する建設工事及び建設コンサルタント業務から順次、電子入札による入札を実施する予定としております。なお、開始から約6か月間を試験運用期間としておりますが、この間は、従来の紙での入札も認め、その後令和7年7月をめどに、電子入札への完全切替えを予定しております。ちなみに試験運用期間中は、基本は電子入札なのですが、期限までに入札担当部署に封緘した入札書を持参すれば、職員が業者に代わって管理者権限で電子入札システムに応札金額等を入力することにより、電子入札で応札したことにするという対応になります。次に、利用者向けへの周知や広報の手法といたしましては、システムベンダーが決定して導入スケジュールが確定しましたら、できるだけ速やかに市ホームページを通じて周知するとともに、入札参加業者には指名通知の際に案内チラシを同封するなどの対応をしてまいります。また、10月頃には「利用者向け説明会」を市内で2回程度開催します。あわせて、模擬入札による実証実験も開催する予定です。令和7年1月の運用開始以降は、ヘルプデスクによるサポートが始まります。以上、電子入札システム導入事業についての説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので電子入札導入事業について質疑を求めます。

大井淳一郎委員 29ページ、今後のスケジュールで、最後に話がありました試験運用6か月間ということでございますが、これは市内である入札が全てが、紙と電子の併用、つまり、基本は電子だけど、紙も認めるということで理解してよろしいでしょうか。

藤岡監理室副室長 おっしゃるとおりで、まだ電子入札に対応できない業者等もおると思いますので、6か月の間に慣れていただく。その間はまだ紙での入札を認めるということです。

大井淳一郎委員 電子入札というのは、入札のことがよく分からなくて恐縮ですが、入札日までに、封緘で届いたものを電子入札と同じ期限までにあらかじめ入力して、同じ条件の電子のステージに乗せて入札するというのでしょうか。

藤岡監理室副室長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 これで間違いはないと思うんですが、紙入札のものを入力するというので、万が一間違ったら大変なことになります。そのチェック体制というか、万全の体制で当然やられると思うんですがいかがですか。

井上監理室長 おっしゃるとおり、ヒューマンエラーはないように——チェック体制というのは内部の話ですので、しっかりやっていきたいと思います。万が一あった場合には、その後に公表があつて、疑義申立てができますので、その辺はないようにはしたいと思っております。

大井淳一郎委員 金額が同一となった場合にくじをしますよね。電子くじというのがイメージできないんです。紙だったら、多分そこにいる人がくじを引くんですが、電子くじというのは、コンピュータが勝手にやるんで

すよね。その中身を教えてください。

井上監理室長 電子くじの仕組みについては、口ではなかなか説明しにくいんですけども、電子入札を入れたら、その応札金額と一緒に業者は、くじ入力番号という3桁の000から999までの数字も一緒に申し込んでいただきます。これはくじになるようになるまいとです。そして、この電子くじで関係するのは、応札が完了したその時間、何年何月何日の何時何分何秒に、この会社が応札の入力をされたという時間と金額と、くじの入力番号、この三つが作用するんですけども、実際にくじとなった場合には、くじ入力番号に、システムのほうが自動的にランダムに団数で振り分ける3桁の番号も一緒に振り分けて、合計した数字がその会社独自のくじ番号ということになりまして、実際に4社同点だった場合には、4社の、まず入力時間、これで、まずくじの順番、入力順番号というんですけども、それが最初に入れたところは0番が振られて、1番、2番、3番、4社であれば、まず0、1、2、3という番号が振られます。その次に、くじの入力された番号とランダムに振られた番号の合計した数字、これを、また3桁に、下の有効数字3桁にしたやつを4社合計します。合計したのが例えば999だった場合には、合計した999をくじの4社で割ります。999割る4で、計算すれば多分余りが3になるんです。出た余りで、たまたま全部割り切れば、0番の順番をもらった人が当選、余りが1だったら、1番の順番をもらった人が当選ということで、振られるような仕組みになっています。実際にはもう宇部市役所なんかはやられておられて、宇部市のホームページで、電子くじというのを検索してもらったら仕組みが記載してありますので、見ていただければと思いますし、うちも当然電子入札やるときには仕組みの記載はやりますけれども、開札と同時にくじができるようになって、落札者が最終的に決まるようになります。以上です。

笹木慶之委員 単純なことをもう一度確認しますけど、この28ページの電子

入札システムのいわゆる導入ということですよ。これについてこれ書いてあるように、電子システム入札コアシステムということで、日本建設情報総合センターの J A C I C のほうでこの仕組みをつくるということですよ。

井上監理室長 この J A C I C がつくっている電子入札コアシステムというのはもう、2005年にできて、ずっと全国で運用しているものです。これは全部同じシステムと申しますか、建設省も山口県も、電子入札コアシステムを使った電子入札であれば、全部同じシステムになります。

笹木慶之委員 それは分かるんですが、では、どこにお支払いするんですかということですよ。

井上監理室長 この電子入札コアシステムだけでは、電子入札システムが動かないということになりますので、このコアシステムの利用率については J A C I C に払います。その他のこの電子入札コアシステムに行くまでのシステム、ポータルサイトにつきましては、いわゆるシステムベンダーのほうに利用率を払うことになります。

笹木慶之委員 したがって、令和6年度については先ほどあった J A C I C にお支払いするということですよ、まず確認します。その次の年度に行ったときには、このシステムの運用ということで令和7年度以降が書いてありますが、これについてはもう自動的な金額が稼働すると考えていいんですかね。

井上監理室長 システム利用率につきましては、初年度、まず204万5,000円の中に、J A C I C に支払わなければならないのが52万3,000円。これは年利用なので、3か月利用しても1年利用しても52万3,000円は1年目に J A C I C に払わなければいけません。残りの152万2,000円についてはシステムベンダーに払います。令和7

年度以降の656万5,000円につきましては、このうちの約52万円は同じようにJ A C I Cに払います。そして残りの約600万円をシステムベンダーに払うということになります。以上です。

森山喜久副分科会長 今回の話の続きは、翌年度以降、そのシステムベンダーに支払う600万円の5年間分を債務負担行為で上げていくという形ではないんですよね。

井上監理室長 債務負担のことにつきましては、システムベンダーに支払うもののみ5年分ということで最初の3か月あるんですけども、そちらで計上しております。

伊場勇分科会長 この制度を入れるに当たって、もう制度自体も、いろいろな市町も成熟されていると思うんですけども、ヒューマンエラーがある部分が少しあるとか、リスクについてはどの辺りがあるのかというところは把握されていますか。

井上監理室長 電子入札システムに完全移行になってからはヒューマンエラーはないと聞いております。

伊場勇分科会長 それ以外のリスクはもうないということですね。相手方が、入札に参加される方がちゃんと理解をした前提で言えば、もう基本的なリスクはないというような見解でいいですか。

井上監理室長 インターネット等の回線を使いますので、そのインターネットの不具合とか起こる可能性は当然リスクとしてはありますが、実際に起こっていないので、今はないと申し上げました。リスクとして考えられるものとすれば、通信の間に起こるものとかというのは、やっぱり可能性としてはあると考えております。

伊場勇分科会長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、この審査事業６番、電子入札導入事業は以上といたします。予算書に移ります。７４、７５ページの７目会計管理費ですね。

森山喜久副分科会長 ７５ページの７目会計管理費の１１節役務費の手数料は、このたび、かなり増額していると思うんですが、その理由を教えてください。

伊場勇分科会長 これは一部が対象で、全部ではないんですか。

梅田会計管理者 この手数料の中には出納室が所管する手数料と税務課の分が一部含まれております。このたび増額した理由でございますけども、指定金融機関に支払う手数料として、令和６年度から振込手数料の支払いが必要となること及び窓口収納手数料の増額により、約４５０万円の増額が必要となることが主な理由でございます。以上です。

森山喜久副分科会長 振込手数料と窓口の手数料の関係を増額するというところで、実際年間では何件ぐらいあるものなんですか。

梅田会計管理者 まず振込手数料ですけども、まだ今は実際に手数料自体がかかっておりませんので、実績というのがはっきりしておりません。一応、市と金融機関で計算して、予算のために計数した件数ですと、およそ４万件強の件数が発生すると考えております。もう一つ、窓口収納手数料です。これにつきましては１１万件が年間では発生すると考えております。以上です。

伊場勇分科会長 会計管理費よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次９２、９３ページ。１８目の監理費、先ほどの電子入札導入事業のところの経費も入っております。（「なし」と呼ぶ者あり）次１２０、１２３ページの選挙管理委員会費の選挙啓発費。市長選挙費ですね。県議

会議員選挙はもう減額で関係ないですね。

大井淳一郎委員 選挙費全般に関わることもかもしれませんが、投票率を向上させなければいけないということで、従来から言われている、令和6年度の投票率向上に向けての取組についてお答えください。

亀田選挙管理委員会事務局長 投票率向上に関しましては、現在、投票率向上検討委員会ということで、若年層の方々12名による委員会を開催しております。そろそろ答申がまとまりつつある状況にございますので、またその辺を基に投票率向上に向けて頑張っていきたいと思っております。以上です。

大井淳一郎委員 その辺を基にでは分からないので、答申の分かる範囲でお答えください。

亀田選挙管理委員会事務局長 基本的なところとしては、やっぱり今、中に出てきた内容というのは、やっぱり若年層の方多い内容はオンライン投票というのが出てきております。現状としては今オンライン投票が法的に不可能でございますので、そういったことは現状としてはできないと。それ以外のものとしましては、要するに啓発関係、今回の中でもアンケートを取りました。その中で実際は覚えていらっしゃるんだと思うんですが、選挙に関する講習会授業とかやったことがないというのが半分程度ありました。忘れていらっしゃる方が大多数だと思うんですが、そういうアンケート結果もありましたので、出前講座、この辺をもう少し強くしていかなければいけないかなということは考えております。以上です。

大井淳一郎委員 平成17年の市議会議員選挙は70%を超えたんです。そのときにあったのは投票済証を商品券みたいにして、大型商業施設割引とかあったんです。以前、一般質問で投票済証活用ということではねられ

たんです。やっぱりそういったものを活用するってことも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 選挙の関係において、今言う投票済証に関しては、公平性を担保できないのではという考え方がございます。したがってこれに対して選挙管理委員会主体として対応していくことについては非常に慎重に対応していかなければならないと考えておりまして、現在のところ選挙管理委員会としてはそれを導入する方向性は考えておりません。以上です。

大井淳一郎委員 最後にしようかと思ったんですが力強い声があったので。たしかに商業ベースに乗せること以外も、投票済証を使って投票行ったよということをインスタグラムに上げるとか、書き込みを結構見るんですよ。だから投票済証を発行するだけでも大分違うのではないかなと思いますし、商業以外も活用あると思うんですが、その辺、投票済証の発行自体も検討されないということでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 投票済証の発行自体ですが、前回の参議院選挙のときに、投票済証を発行したところ内容がホームページ上に結構掲載されました。この辺のところについて総務省等の関係で、投票済証自体をネット上に上げることは別に問題ないんですが、そこに例えば人が写ったりすると、そういったことに関しましては、投票の秘密を侵す可能性があるという形で総務省も見解を出しております。したがって、ここに関しまして、前回の参議院選挙のときにあったんですけれども、対応を非常に慎重にやっていかないと、こちらは、その状況を分かっておっても、知らない一般市民の方が、そういったことを基に、ネット上に投票済証を上げるということになった場合、これは投票の秘密ということで公選法などに関係してきますので、慎重にやっていかないとはいえないと考えております。

大井淳一郎委員 投票の秘密っていうのは誰に投票したかを秘密にすることであって、投票に行ったかどうかを秘密することではないと思いますがいかがでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 今言われる、誰に投票したかというのが、一般的に投票の秘密と言われているんですが、選挙管理委員会の中では、「私」が投票したということ自体も、投票の秘密に該当すると考えられています。誰に投票しただけじゃなくて、「私」が投票したということも——要するに、投票した人と投票していない人と、それ自体も選挙管理委員会の中では投票の秘密として考えられておりますので、その辺は慎重にしなければならないと考えています。

伊場勇分科会長 なるほど。予算を見ると、選挙啓発費については17万2,000円ですね。（うなづく者あり）市長選挙の啓発はこんなものなのかなと思うんですよ。本市の投票率を見たときに、20代とかはもう5人に1人を切っているわけで、具体的には出前講座をするんですか、何回するんですか。

亀田選挙管理委員会事務局長 出前講座に関して回数の目標数値は定めてはいません。というのが、うちのほうは取りあえず各学校とか、それから今、企業のほうにもいろいろとやってお願いしていこうと考えているんですが、それに対してどれだけ応答があるかということが問題なので、回数的なものというと、選挙管理委員会だけの問題ではないんで、その辺の回数については選挙管理委員会として、目標としては掲げていないところです。あと、出前講座ですが、基本的に費用はかかっておりません。ここで今挙がっているのが、明るい選挙推進協議会の委員の活動費、それから新成人の方に対する選挙啓発のはがき等といったもの、それからもう一つありますのが、明るい選挙啓発作品という、夏休みにある小学生、中学生、高校生まで夏休みの宿題のような感じで啓発作品展をやって、作品を提出していただいております。この作品展を現在も中央図書

館でやっております。それに係る費用を、消耗品という形で計上しているところでございます。

伊場勇分科会長 先ほども、目標をなかなか立てられないと言うんですが、では、どこが立てるんですか。その目標を選挙管理委員会以外に立てるところはないでしょう。出前講座を何回するとか、誰にやらせるんですか。そこはちゃんと使命感を持ってやるべきだと思いますが、いかがですか。

亀田選挙管理委員会事務局長 今言われるとおりでございますが、現状として今までもずっと小学校、中学校に関しては、毎年投げかけをして、お願いしておるところなんです。1件、2件という状況です。これをどんどん増やすべく、こちらのほうも今までみたいにただ言うだけという形じゃなくて、実際にどんどん学校に行って、校長先生達とお話ししてやっていかなければならないと思っております。ただ、先ほど言いましたとおり、年に1件とか2件という状況から、どこまでできるのかなということは今考えているところでございます。そういう意味で目標を立てていないのが現状でございます。

伊場勇分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）次、126、127ページ。監査委員費でございます。

大井淳一郎委員 監査委員事務局で、この辺はあるかどうか分からないけど、共同設置するところもあります。本市ではそのようなことは考えていらっしゃるでしょうか。

石田監査委員事務局長 監査委員の共同設置ということでございますが、特段今本市で共同設置をすべきとかいうことは、監査委員事務局としては考えてはおりません。他市の状況は確認しておりません。申し訳ありません。

伊場勇分科会長 それでは、以上で歳出は全て終わりですので、11番を終わります。それでは、暫時休憩いたします。

午後5時 休憩

午後5時9分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。審査番号12の歳入について予算書の20ページから21、22、23ページまで。委員からの質疑を受けます。

森山喜久副分科会長 21ページの市民税、個人の均等割の関係です。このたび、定額減税によって減収されるということなんですけれど、それとともに平成26年度から防災のための自主財源を確保するために10年間、個人の均等割が500円引上げとなっていたと。それはもう令和5年度で終わったということで、令和6年度からその分は引き下げされているという理解でよろしいでしょうか。

大井税務課長 今言われたとおり、復興特別税が令和5年度で終了いたしますので、その分の影響額は1,500万円程度となります。それとあわせて、定額減税分の2億6,000万円を引いて、当初予算と比較したら2億7,705万5,000円ほど減額になっております。

伊場勇分科会長 そのほかの質疑はいかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）23ページまではないということで、次に、24、25、26、27ページ。11款地方交付税までです。質疑はありませんか。

白井健一郎委員 地方交付税の額はどうやって決まるんですか。基本的なこと

ですみません。

山本財政課長 地方交付税については、国のほうで国税を基に財源を確保されています。それを、ある一定のルールに基づいて配分していくというのが普通交付税です。大体、交付税というと、この普通交付税がメインになってくるんで、こっちの話を御説明しようと思います。普通交付税は、実は裕福な団体には交付されません。ルールに基づいて計算したときに、歳入といわゆる歳出みたいなものをそれぞれ自治体ごとに算定していくわけですが、その歳出に歳入が満たないときに、満たない部分を交付していくと。ただし、先ほど言ったように、国が用意している予算の範囲内でそれを配分していくというような形になっています。それが基本的な考え方です。

笹木慶之委員 27ページの地方特例交付金については、一応説明が記載されておりますが、それに付随するものの説明が何かあれば付け加えてください。そのような説明以外はありませんか。ここに付記は書いてあるけど、そういったことに関連する説明はありませんかと聞いているわけです。

山本財政課長 例年と違う部分という御質問なのかなと思いますが、御覧いただくように、定額減税に係る減収補填は定額減税によって減収になる部分の100%が国から補填されるということで、今回2億6,000万円が地方特例交付金の中に算入されているというところでございます。あとは例年あまり変わったところはないと御理解ください。

笹木慶之委員 その点について、次年度のことは聞いてはいけませんが、将来的な問題についての意向については特段問題ありませんね。単年度については、新たな予算が計上されておりますが、そのことについての次年度への関連ということについては、継続はありませんねということです。

伊場勇分科会長 次年度というのが令和7年度に向けての方向性についてですか。

笹木慶之委員 分からなければ分からないと言ってください。

山本財政課長 非常に抽象性が高いのではっきりお答えできませんけども、徐々に厳しさを増しているなという感覚は財政当局としては持っています。ただ、予算が組めないかという、もちろんそういうことはございませんで、必要な予算は令和7年度以降もしっかり組んでいきたいという考えを持っています。以上でございます。

笹木慶之委員 私が聞いたのはやっぱり、行政の継続性といいますか、そういった財源を確認しながら事業するというのが原点だろうと思いますから、あえてそういったものを聞いたわけです。分からないところは分からないでいいと思いますが、そのような政策は継続して運営されるように期待をしたいと思います。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
確認しますが、この普通交付税の増額についてはもう理科大の学生の増があつて、そのほかは例年並みということで間違いなかったでしょうか。

山本財政課長 理科大の学生増の影響が最も大きいわけですが、それに以外にも、今回は人件費の増加です。人事院勧告に基づいて、これはどこの自治体も人件費引き上がっていますし、あと細かいところで、会計年度任用職員の勤勉手当も今までなかったもので、恐らくこれも全国的にどこの自治体も予算計上してくるというような中で、人件費に関する措置が、まず一つ増額要因としてあります。それから、これは例年あまり変わりありませんけども、高齢化などといったものに伴う社会保障の関連経費の増加もある程度見込んでいるというところが需要額の伸びにつながっているという認識でございます。

大井淳一郎委員 地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の説明をお願いします。

山本財政課長 こちらについては、固定資産税の中小企業に対する事業用の償却資産、それから事業用の家屋等について、ある特定の一定の要件を満たしたもののについて減免するという制度があります。これがコロナ禍において、もともと類似の制度があったんですけども、その期限をまず延長するというところから始まりまして、令和３年度、４年度と２年間延長して、令和４年度末までに今申し上げたような、特定の要件を満たす資産を取得された事業者に対して、固定資産税を軽減していくということになりますので、これが令和４年度末ということは、そこに係る固定資産税を３年間、軽減措置を働かせるという制度になります。最終的には令和８年度までは徐々に減少してはいきますが、ここに数字が上がり続けるというようなものでございます。特定の要件というように、ちょっと抽象的なことを申しましたけども、生産性の向上につながる設備投資をした場合ということでございます。

伊場勇分科会長 次４４ページ、１７款財産収入の１目、２目です。

森山喜久副分科会長 土地売払い収入の件です。こちら１，４７８万９，０００円となりますが、これも実際当てがある状況でこの数字なんですか。

磯山財政課管財係長 これは、当てがあるわけではなく、あくまで粋配分として取っております。

山本財政課長 もちろん、当てが全くないというわけではなくて、ある一定の物件について積み上げてはおります。ただ、相手があつてのことなのでこれが全てうまく売却できるかということとはちょっとまた別の話ですの

で、この枠取りの規模というのは、一定の物件を積み上げたものと御理解いただきたいと思います。

森山喜久副分科会長 では、昨年より少し増額している部分は、その分が増えたという理解でいいですかね。

山本財政課長 具体的な話をするのがいいかは分かりませんが、南中川の公舎を今年度解体して、売却可能な状態に持っていつていますので、そういったものも売却を見込んでいるというふうになっています。

伊場勇分科会長 それと19款財政調整基金繰入金についても、質疑があれば受けたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、46ページ20款の繰越金についてです。（「なし」と呼ぶ者あり）次、48ページの21款1項1目の延滞金加算金及び過料について。（「なし」と呼ぶ者あり）21款1項1目と21款5項3目雑入。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。54、55ページ、22款の市債1項10目、臨時財政対策債で質疑はないですか。

白井健一郎委員 これも教えてください。関心があるんですけど、例えば56、57ページで、起債して、要はお金を集めているわけですけど、それは例えば、市内の会社が買ってくれるわけですか。それとも何かそういう市場があるわけでしょうか。

伊場勇分科会長 どの部分ですか。

白井健一郎委員 56、57ページ全般です。市債なんですけど、要するに市債って、そういう市場があるのかどうかということを聞きたいです。

伊場勇分科会長 ここは1項10目だけです。大枠で答えられますか。

山本財政課長 特定の整備されたその仕組み、マーケットみたいなものがあるということでは、本市の場合はありません。国から借り入れたりとか、民間金融機関から借り入れたりとか、銀行とかから単純に借り入れたりというようなことがメインになっています。

伊場勇分科会長 文化スポーツ推進課から少し訂正等があるということなので、発言を許可したいと思います。

原田文化スポーツ推進課長 先ほど審査番号 8、審査事業 12 番、市民体育館整備事業の質疑応答の場面になりますけれども、私の発言におきまして、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」といったところがございました。これにつきまして、断定した表現がございましたが、仮定の話を飛躍的に申し上げたところで発言の撤回をさせていただければと思います。このたび不用意な発言がありましたことをおわび申し上げます。なお、空調設備の動力源につきましては、都市ガス、プロパンガス、電気について、実施設計の段階で比較検討を行ってまいります。以上でございます。

伊場勇分科会長 承知しました。取扱いについては委員長の私がしっかり取り計らせていただきたいと思います。議案としては、令和 6 年度山陽小野田市一般会計予算について審査を終了いたしましたので、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

午後 5 時 26 分 散会

令和 6 年（2024 年）3 月 14 日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 伊 場 勇